### <目論見書(訂正事項分)>

2005年8月

### 訂正の内容

- 1. UFJパートナーズ投信株式会社は、平成 17 年 10 月 1 日に三菱投信株式会社と合併 (注1) し、三菱 UFJ投信株式会社となります。
- 2 . 申込期間の終了日を「平成 17 年 9 月 30 日まで」に訂正しました。(注2)
  - (注1)合併後のファンドに係る業務は存続会社である三菱投信株式会社(合併後の商号は「三菱UF」投信 株式会社」)に引き継がれます。

(注2) 平成 17年 10月 1日以降は、合併後の新会社において募集を継続します。

(2005年8月1日版)

# ◯UFJパートナーズ投信

# Tスファンド S-FUND (3ヶ月決算) C号

〈愛称〉マネーシャトルC号

# 投資信託説明書(目論見書) 2005年2月

# ェス SーFUND(3ヶ月決算)C号

(愛称:マネーシャトルC号)

投資信託説明書(交付目論見書)

2005年2月

UFJパートナーズ投信

※ 本書は証券取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

- 当ファンドの受益証券の価額は、債券等の有価証券市場の相場変動、先物取引市場の相場変動、 組入有価証券の発行者の信用状況の変化、為替市場の相場変動、金利の変動等の影響により変 動し、下落する場合があります。したがって、投資家のみなさまの投資元金が保証されている ものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。
- 運用により信託財産に生じた損益はすべて投資家のみなさまに帰属します。

#### 次

基本情報一覧		
第一部 証券情報	申込手数料、申込単位など	1
第二部 ファンド情報		
第1 ファンドの状況		
1 ファンドの性格	目的、仕組み など	3
2 投資方針	投資方針、投資対象、分配方針など	6
3 投資リスク	リスク、管理体制 など	9
4 手数料等及び税金	費用、税金など	12
5 運用状況	投資状況、純資産・分配・収益率の推移 など	15
6 手続等の概要	申込み、換金(解約)の手続き など	20
7 管理及び運営の概要	基準価額、信託期間、計算期間 など	21
第2 財務ハイライト情報	ファンドの経理状況 (財務諸表の主な内容)	23
第3 内国投資信託受益証 事務の概要	券 受益証券の名義書換・譲渡制限 など	25
第4 ファンドの詳細情報の 項目	の 閲覧方法、記載項目 など	26
/= =τ 4h ±h		0.7

信託約款

用語集 37

この目論見書により行うS-FUND(3ヶ月決算)C号 の受益証券の募集については、委託会社は、証券取引法(昭 和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を 平成17年2月21日に関東財務局長に提出しており、平成 17年2月22日にその効力が生じております。

当該有価証券届出書第三部の内容を記載した投資信託説 明書(請求目論見書)は、投資家の請求により交付されま す。なお、投資信託説明書(請求目論見書)をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておいてください。

ユーエフジェイパートナーズ投信株式会社 発行者名

(商号 UFJパートナーズ投信株式会社)

代表取締役社長 宮崎晃一 代表者の役職氏名

本店の所在の場所 東京都中央区日本橋2丁目3番4号

有価証券届出書の写し 該当事項はありません。 を縦覧に供する場所

- ■投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ■証券会社以外の金融機関は、投資者保護基金に加入しておりません。

# 基本情報一覧

主な投資対象	S-FUND(3ヶ月決算)・マザーファンド受益証券、内外の公社債および短期金融資産を主要投資対象とします。
投資方針	主として、S-FUND(3ヶ月決算)・マザーファンド受益証券、内外の公社 債および短期金融資産へ投資し、安定した収益の確保を図ります。 実質外貨建資産については、原則としてヘッジを行い、為替変動リスクの低減に 努めることを基本とします。 ファンド全体の実質的な平均デュレーション水準が 1 年程度以下となるよう運用 を行うことを基本とします。
主な投資制限	株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。ただし、転換 社債の転換および新株予約権の行使により取得したもの等に限ります。 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。 その他の投資制限もあります。
ファンドのリスク	基準価額は、債券等の有価証券市場の相場変動、先物取引市場の相場変動、組入有価証券の発行者の信用状況の変化、為替市場の相場変動、金利の変動等の影響により変動し、下落する場合があります。したがって、投資家のみなさまの投資元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて投資家のみなさまに帰属します。
信 託 期 間	平成 20 年 12 月 20 日まで
決 算 日	毎年3・6・9・12 月の20 日 (20 日または21 日のいずれかが休業日の場合は、20 日以降の営業日で翌日も営 業日である日のうち、20 日に最も近い日を決算日とします。)
収 益 分 配	毎決算時に分配対象収益の中から、収益分配を行います。 ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。 分配金再投資コースの場合、収益分配金は税金を差し引いた後、原則として再投 資されます。
信 託 報 酬	純資産総額の年 1.1025%以下(税抜 年 1.05%以下)~年 0.01575%以下(税抜 年 0.015%以下)
申込みの受付	原則として、いつでも申込みができます。
1 2 0 0 X 1	※ただし、取得申込受付日はファンドの各計算期間終了日(決算日)に限定されます。 取得申込受付日(決算日)に限り、原則、午後3時(半日営業日は午前11時)ま
申込受付時間	で
申 込 単 位	販売会社が定める単位
申 込 価 額	取得申込受付日(決算日)の基準価額
申 込 手 数 料	ありません。
換金 (解約) の 受 付	1月別として   17つでも解約の音束かできます
解 約 単 位	販売会社が定める単位
解約価額	解約請求受付日の基準価額ー信託財産留保額 ただし、決算日を解約請求受付日とする解約の場合には信託財産留保額のご負担 はありません。
信託財産留保額	解約請求受付日の基準価額 × 0.5% ただし、決算日を解約請求受付日とする解約の場合には信託財産留保額のご負担 はありません。

解約	代金	受明	日凤	原則、解約請求受付日から起算して4営業日目以降
解受	約 付	請時	水田	原則、午後3時(半日営業日は午前11時)まで 販売会社によっては、上記より早い時刻に締め切ることとしている場合がありま す。詳しくは販売会社にご確認ください。

<sup>※</sup>換金の詳細については販売会社にご確認ください。

お申込みの際には、当説明書をよくお読みいただき、当ファンドの内容をご理解のうえ、お申込みください。

基準価額、解約価額、申込手数料、┃∪ F J パートナーズ投信株式会社

※ホームページでは基準価額、解約価額のみご照会いただけます。

### 第一部【証券情報】

### (1) 【ファンドの名称】

S-FÚND (3ヶ月決算) C号 (「ファンド」といいます。) ファンドの愛称を「マネーシャトルC号」とします。

### (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

無記名式の追加型証券投資信託です。 当初元本は1口当たり1円です。 記名式への変更も可能です。格付は取得していません。

### (3) 【発行価額の総額】

1兆円を上限とします。

### (4)【発行価格】

取得申込受付日(ファンドの各計算期間終了日に限定されます。)の基準価額とします。 基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

(略称:S-C)

なお、下記においてもご照会いただけます。

UF Jパートナーズ投信株式会社(ユーエフジェイパートナーズ投信株式会社)

電話番号 03-3277-9639 (受付時間:委託会社の毎営業日の午前9時~午後5時)

ホームページアドレス http://www.ufj-partners.co.jp/

(注)「委託会社の毎営業日」とは、土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに12月31日、1月2日および1月3日以外の日とします。

### (5) 【申込手数料】

申込手数料はかかりません。

### (6)【申込単位】

申込単位は販売会社が定める単位とします。

申込単位は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。 なお、下記においてもご照会いただけます。

UF Jパートナーズ投信株式会社

電話番号 03-3277-9639 (受付時間:委託会社の毎営業日の午前9時~午後5時)

申込みには分配金受取りコースと分配金再投資コースがあり、分配金再投資コースの場合、再投資される収益分配金については1口単位とします。

分配金再投資コースを選択した受益証券取得申込者が販売会社との間で積立方式による販売に関する契約を締結した場合、当該契約において規定する申込単位によるものとします。

(注)積立方式による販売の取扱いの有無は販売会社によって異なります。積立方式による販売の権利義務 関係を規定する契約の名称は販売会社によって異なります。

### (7) 【申込期間】

平成17年2月22日から平成18年2月20日までです。

ただし、取得申込受付日はファンドの各計算期間終了日に限定され、申込みを受け付けた日に応じて以下の通りとなります。

申込みの受付 取得申込受付日
平成 17 年 2 月 22 日から平成 17 年 3 月 22 日まで 平成 17 年 3 月 23 日から平成 17 年 6 月 20 日まで 平成 17 年 6 月 21 日から平成 17 年 9 月 20 日まで 平成 17 年 9 月 21 日から平成 17 年 12 月 20 日まで 平成 17 年 12 月 20 日まで 平成 17 年 12 月 20 日 平成 17 年 12 月 21 日から平成 18 年 2 月 20 日まで 平成 18 年 3 月 22 日

(注) 上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

### (8) 【申込取扱場所】

販売会社において申込みの取扱いを行います。

販売会社は、下記にてご確認いただけます。

UF Jパートナーズ投信株式会社

電話番号 03-3277-9639 (受付時間:委託会社の毎営業日の午前9時~午後5時)

### (9) 【払込期日】

申込みを受け付けた販売会社が定める日までに申込代金を販売会社に支払うものとします。 払込期日は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

### (10) 【払込取扱場所】

申込みを受け付けた販売会社とします。

### (11) 【振替機関に関する事項】

該当事項はありません。

### (12) 【その他】

該当事項はありません。

### 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

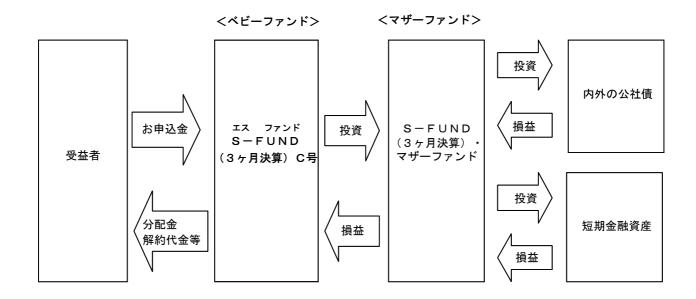
### 1【ファンドの性格】

### (1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的	安定した収益の確保を目的として安定運用を行うことを基本とします。
信託金の限度額	5,000 億円
ファンドの基本的	追加型株式投資信託/バランス型
性格	「バランス型」とは、社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法におい
	て、「約款上の株式組入限度 70%未満のファンドで、株式・公社債等のバラ
	ンス運用、あるいは公社債中心の運用を行うもの」として分類されるファン
	ドをいいます。

### <ファンドの特色>

- 内外の公社債および短期金融資産を主要投資対象とし、安定した収益の確保を目的として安定運用を行うことを基本とします。
  - ●運用はファミリーファンド方式により行い、S-FUND(3ヶ月決算)・マザーファンド受益証券への投資を通じて、内外の公社債および短期金融資産への実質的投資を行います。なお、当ファンドで直接投資をすることがあります。ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みのことをいいます。



- 2 公社債については、原則として、残存期間3年未満程度で、1社以上の格付機関から第 3位(A格相当)以上の長期格付、または第2位(A-2格相当)以上の短期格付を取 得している債券を組み入れることとします。
  - \* 委託会社がこれと同等の信用力を有すると判断する無格付の債券を含みます。

- 短期金融資産を組み入れることで、ファンド全体の実質的な平均デュレーション (注) 水準が、1年程度以下となるよう運用を行うことを基本とします。
  - (注) デュレーションとは、債券の投資元本の回収に要する平均残存期間や金利感応度を意味する指標です。この値が大きいほど、金利変動に対する債券価格の変動率が大きくなります。
- 外貨建資産を組み入れる場合、原則としてヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図る ことを基本とします。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

### (2) 【ファンドの仕組み】

①委託会社およびファンドの関係法人の役割

受益者

お申込金↓↑収益分配金、解約代金等

販売会社

募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還 金の支払いの取扱い等を行います。

お申込金↓↑収益分配金、解約代金等

委託会社

UFJパートナーズ投信株式会社 (ユーエフジェイパートナーズ投信株式会社) 信託財産の運用の指図、受益証券の発行等を行い ます。

信託財産の保管・管理等を行います。

1

受託会社

UFJ信託銀行株式会社

(ユーエフジェイ信託銀行株式会社、

再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行

株式会社)

投資↓↑損益

有価証券等

#### ②委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められ
	ています。
	なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する
	法律」に基づき、あらかじめ監督官庁に届け出られた
	信託約款の内容に基づいて締結されます。
委託会社と販売会社との契約	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・
「UFJパートナーズ投信株式会社の	償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定めら
発行する受益証券の取扱に関する契約」	れています。

## ③委託会社の概況(平成16年12月末現在)

• 資本金

151 億 7, 427 万 2, 500 円

# 沿革

昭和34年12月1日	山一證券投資信託委託株式会社として設立
平成10年5月1日	パートナーズ投信株式会社に商号を変更
平成10年7月4日	三和投信投資顧問株式会社が営業する証券投資信託委託業務を譲受
平成 12 年 1 月 17 日	ユニバーサル投信株式会社と合併
平成13年4月1日	東海投信投資顧問株式会社および東洋信アセットマネジメント株式会
	社が営業する投資信託委託業務を譲受
平成13年4月2日	UFJパートナーズ投信株式会社(登記簿上はユーエフジェイパート
	ナーズ投信株式会社)に商号を変更

### ・大株主の状況

名 称	住所	保有株数	比率
		株	%
株式会社UFJホールディングス	大阪府大阪市中央区伏見町 3-5-6	2, 608, 545	100.00

### 2【投資方針】

### (1) 【投資方針】

主として、S-FUND(3ヶ月決算)・マザーファンド受益証券、内外の公社債および短期金融資産へ投資し、安定した収益の確保を図ります。

実質外貨建資産については、原則としてヘッジを行い、為替変動リスクの低減に努めることを基本とします。

ファンド全体の実質的な平均デュレーション水準が 1 年程度以下となるよう運用を行うことを基本とします。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

### <参考>

「S-FUND (3ヶ月決算)・マザーファンド」の投資方針

主として内外の公社債および短期金融資産へ投資し、安定した収益の確保を図ります。

外貨建資産については、原則としてヘッジを行い、為替変動リスクの低減に努めることを基本と します。

ファンド全体の平均デュレーション水準が1年程度以下となるよう運用を行うことを基本とします。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

### (2) 【投資対象】

S-FUND (3ヶ月決算)・マザーファンド (「マザーファンド」といいます。)の受益証券、内外の公社債および短期金融資産を主要投資対象とします。

なお、上記を含む有価証券へ主に投資するほか、コール・ローン等の短期金融商品等により運用 を行います。

また、有価証券先物取引等、スワップ取引等を行うことができます。

#### <参考>

「S-FUND (3ヶ月決算)・マザーファンド」の投資対象

内外の公社債および短期金融資産を主要投資対象とします。

なお、上記を含む有価証券へ主に投資するほか、コール・ローン等の短期金融商品等により運用 を行います。

また、有価証券先物取引等、スワップ取引等を行うことができます。

### (3)【運用体制】

「運用業務基本規程」(社内規則)に則り、以下のプロセスで運用が行われます。

(1) P L A N

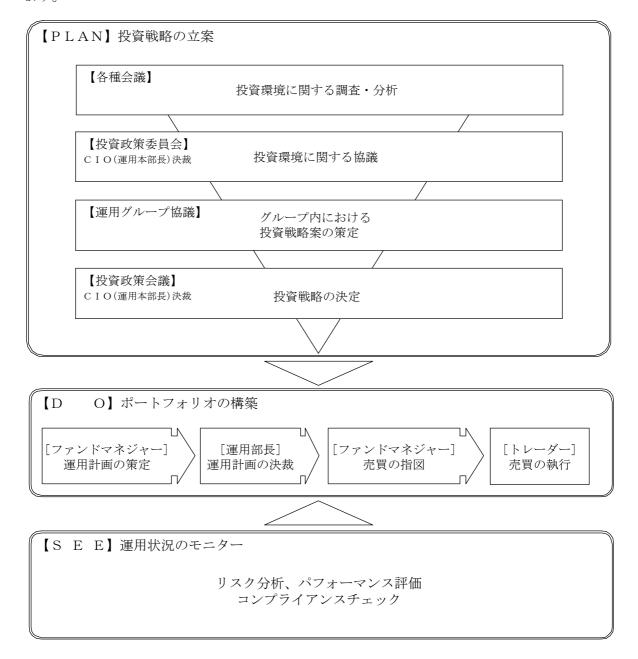
運用計画の基本となる投資戦略は、マクロ、ミクロなどの各種調査および分析、「投資政策委員会(IPC)」および運用グループ内での協議を経て、「投資政策会議」にて決裁されます。

2DO

ファンドマネジャーは投資戦略に基づきファンドの運用計画を策定し、担当運用部長はこれを決裁します。ファンドマネジャーは決裁された運用計画に基づき売買の指図を行います。

③ S E E

リスク分析およびパフォーマンス評価を実施するとともに、コンプライアンスチェックを行います。



### (4)【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ①分配対象額は、経費等控除後の利子等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ②収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

### (5) 【投資制限】

- ◇信託約款による規定
  - ①株式(株式を組入可能な投資信託証券を含みます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産 総額の10%以下とします。ただし、転換社債の転換および新株予約権の行使により取得したも の等に限ります。
  - ②投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
  - ③同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
  - ④同一銘柄の転換社債および新株予約権付社債券のうち商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものへの実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
  - ⑤外貨建資産(外貨建資産を組入可能な投資信託証券を含みます。)への実質投資割合は、信託 財産の純資産総額の30%以下とします。ただし、有価証券の値上り等により30%を超えること となった場合には調整を行います。
  - ⑥有価証券先物取引等は価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため行うことができます。
  - ⑦スワップ取引は効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため行うことができます。
  - ⑧外国為替予約取引は為替変動リスクを回避するため行うことができます。
  - ⑨信用取引の指図は行いません。
  - ⑩有価証券の借入れは行いません。
  - □資金の借入れを行うことができます。当該借入金をもって有価証券等の運用は行いません。

#### <参考>

- 「S-FUND (3ヶ月決算)・マザーファンド」の投資制限
- ①株式(株式を組入可能な投資信託証券を含みます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。ただし、転換社債の転換および新株予約権の行使により取得したもの等に限ります。
- ②投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④同一銘柄の転換社債および新株予約権付社債券のうち商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものへの投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤外貨建資産(外貨建資産を組入可能な投資信託証券を含みます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。ただし、有価証券の値上り等により30%を超えることとなった場合には調整を行います。
- ⑥有価証券先物取引等は価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため行うことができます。
- ⑦スワップ取引は効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため行うことができます。
- ⑧外国為替予約取引は為替変動リスクを回避するため行うことができます。
- ⑨信用取引の指図は行いません。
- ⑩有価証券の借入れは行いません。
- ⑪資金の借入れは行いません。
- ◇「投資信託及び投資法人に関する法律」による規定

委託会社は、その運用するすべてのファンドの合計において、同一法人の発行する株式を当該株式 の発行済み総数の50%を超えて保有することとなる場合には、当該株式を取得しません。

### 3【投資リスク】

#### (1)ファンドのリスクと留意点

当ファンドへの投資にあたりましては、以下のようなファンドの運用に関するリスクおよび留意 点に十分ご留意ください。

①ファンドの運用に関するリスク

当ファンドはわが国および海外の債券に投資しますので、ファンドの基準価額は、債券の価格 変動、為替市場の相場変動等の影響により変動し、下落する場合があります。したがって、投 資家のみなさまの投資元金が保証されているものではありません。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

債券の価格変動リスク | 当ファンドはわが国および海外の債券に投資しますので、ファンドの 基準価額は、組み入れている債券の価格変動の影響を受けます。債券 の価格変動は主に金利の変動、発行体の信用状況の変化の影響を受け ます。

- ・ 金利変動リスク
  - 一般的に債券の価格は金利が低下した場合には上昇する傾向があり ますが、金利が上昇した場合には下落する傾向があります。債券の 価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が影響を受け損失を 被ることがあります。
- ・発行体の信用状況の変化によるリスク (信用リスク) 債券の発行体に経営不振もしくは債務不履行等が生じた場合、また はそれらが予想される局面となった場合には、当該債券の価格は大 きく下落することがあります(価格がゼロになることもあります。)。 このような場合には、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被る ことがあります。

また、一般的に債券の価格の変動幅は、債券の償還までの残存期間が 長いほど、また発行体の信用度が低いほど、大きくなる傾向がありま

### 為替市場の相場変動リ スク(為替変動リスク)

当ファンドは海外の債券に投資しますので、ファンドの基準価額は、 投資対象国の通貨と日本円との間の為替変動の影響を受けます。為替 変動リスクとは、外国為替相場の変動により外国通貨建資産の価格が 変動するリスクをいいます。外国為替相場は一般的に、外国為替市場 の需給、各国の金利の変動および様々な国際的な要因により変動し、 外国為替相場は、各国政府・中央銀行による介入や通貨管理その他の 政策によっても変動する可能性があります。また、外国為替相場は短 期間に大幅に変動することがあります。外国為替相場の影響だけを考 慮した場合、外国通貨建資産の価格は、当該外国通貨に対し円安にな れば上昇しますが、円高になれば下落します。したがって、外国通貨 建資産の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が影響を受け 損失を被ることがあります。

なお、当ファンドは原則として為替ヘッジを行い為替変動リスクの低 減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありま せん。また、為替ヘッジを行うにあたり、ヘッジコストがかかる場合 があります。

### カントリーリスク

外国証券へ投資する場合には、投資対象国の政治経済情勢、通貨規制、 資本規制等の要因により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被 ることがあります。

### 有価証券先物取引等に 伴うリスク

当ファンドは有価証券先物取引等を利用することがありますので、こ のような場合には、ファンドの基準価額は、有価証券先物取引等の価 格変動の影響を受けます。

流動性リスク	急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市
	場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の
	混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことが
	あります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、
	ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。
解約によるファンドの	解約によるファンドの資金流出に伴い、保有有価証券等を大量に売却
資金流出に伴う基準価	(先物取引等については反対売買) しなければならないことがありま
額変動リスク	す。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって基準価額
	が大きく下落することがあります。
資産規模に関するリス	当ファンドの資産規模によっては、運用方針に基づく運用が効率的に
ク	できない場合があります。

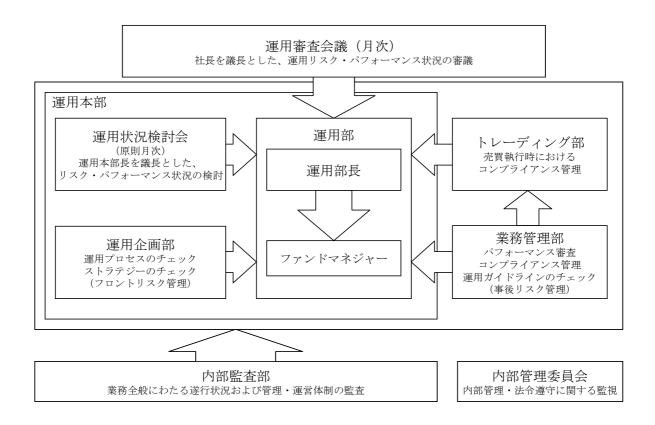
# ②その他の留意点

申込み・解約請求等に	証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむ
関する留意点	を得ない事情があるときは、委託会社の判断で申込みおよび解約請求
	の受付を中止することがあります。また、すでに受け付けた申込みお
	よび解約請求を取り消すことがあります。
信託期間に関する留意	当ファンドは、信託契約締結日から3年を経過した日以降において、
点	受益権総口数が 10 億口を下回ることとなった場合等には、信託期間中
	であっても償還されることがあります。

### (2)管理体制

- ①ファンドのパフォーマンス分析、リスク分析およびリスク管理については、運用フロントとして 運用企画部が運用プロセス管理を行っております。また、業務管理部において、各種リスク水準 等のモニタリング・警告を行います。そのほか、運用成績の向上を目的としたリスク・パフォー マンス状況の分析・検討を行うため運用本部長を議長とする「運用状況検討会」を開催するとと もに、社長を議長とする「運用審査会議」にて運用実績の審査を行います。
- ②コンプライアンス(法令遵守)に関するチェックは以下のような分業体制で行い、牽制機能を働かせています。
  - ・各種組入比率制限超過等の管理および総合的なコンプライアンス管理プロセスの策定…業 務管理部
  - ・売買執行時における公正な価格形成等のための管理…トレーディング部
  - ・業務全般にわたる遂行状況および管理・運営体制の監査…内部監査部

また、取締役会で選任された委員長を議長とする「内部管理委員会」が月次およびそれ以外でも必要に応じ随時開催され、内部管理の適正な運営、法令違反等の重大な事故への公正な対処が行われます。



### 4 【手数料等及び税金】

### (1) 【申込手数料】

申込手数料はかかりません。

### (2) 【換金(解約)手数料】

解約手数料はかかりません。

ただし、解約時に、基準価額から信託財産留保額(当該基準価額の 0.5%)が差し引かれます。 なお、決算日を解約請求受付日とする解約の場合には信託財産留保額のご負担はありません。 ※換金の詳細については販売会社にご確認ください。

### (3)【信託報酬等】

①委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、以下により 計算されます。

信託財産の純資産総額 × ②に掲げる信託報酬率

②毎月の最終営業日(委託会社の営業日をいいます。)の翌日から、翌月の最終営業日までに係る信託報酬率については、当該各月の最終5営業日間の無担保コール翌日物レートの平均値(「コールレート平均値」といいます。)に応じ、次に掲げる表の通りとします。

コールレート	信託報酬率 (年率)		 内 訳	
平均値		委託会社	販売会社	受託会社
0.02%未満	0.01575%*以下	0.00252%*以下	0.01071%*以下	0.00252%*以下
	(税抜 0.015%以下)	(税抜 0.0024%以下)	(税抜 0.0102%以下)	(税抜 0.0024%以下)
0.03%未満	0.021%*以下	0.00336%*以下	0.01428%*以下	0.00336%*以下
	(税抜 0.02%以下)	(税抜 0.0032%以下)	(税抜 0.0136%以下)	(税抜 0.0032%以下)
0.04%未満	0.02625%*以下	0.0042%*以下	0.01785%*以下	0.0042%*以下
	(税抜 0.025%以下)	(税抜 0.004%以下)	(税抜 0.017%以下)	(税抜 0.004%以下)
0.05%未満	0.0315%*以下	0.00504%*以下	0.02142%*以下	0.00504%*以下
	(税抜 0.03%以下)	(税抜 0.0048%以下)	(税抜 0.0204%以下)	(税抜 0.0048%以下)
0.075%未満	0.0525%*以下	0.0084%*以下	0.0357%*以下	0.0084%*以下
	(税抜 0.05%以下)	(税抜 0.008%以下)	(税抜 0.034%以下)	(税抜 0.008%以下)
0.1%未満	0.07875%*以下	0.0126%*以下	0.05355%*以下	0.0126%*以下
	(税抜 0.075%以下)	(税抜 0.012%以下)	(税抜 0.051%以下)	(税抜 0.012%以下)
0.2%未満	0.13125%*以下	0.021%*以下	0.08925%*以下	0.021%*以下
	(税抜 0.125%以下)	(税抜 0.02%以下)	(税抜 0.085%以下)	(税抜 0.02%以下)
0.3%未満	0. 18375%*以下	0.0294%※以下	0.12495%*以下	0. 0294%※以下
	(税抜 0.175%以下)	(税抜 0.028%以下)	(税抜 0.119%以下)	(税抜 0.028%以下)
0.4%未満	0.21%*以下	0.0357%*以下	0. 1428%*以下	0.0315%*以下
	(税抜 0.2%以下)	(税抜 0.034%以下)	(税抜 0.136%以下)	(税抜 0.03%以下)
0.5%未満	0. 23625%*以下	0.0441%*以下	0.16065%*以下	0.0315%*以下
	(税抜 0.225%以下)	(税抜 0.042%以下)	(税抜 0.153%以下)	(税抜 0.03%以下)
1%未満	0.2625%*以下	0.0525%*以下	0. 1785%*以下	0.0315%*以下
	(税抜 0.25%以下)	(税抜 0.05%以下)	(税抜 0.17%以下)	(税抜 0.03%以下)
2%未満	0.315%*以下	0.0735%*以下	0.21%*以下	0.0315%*以下
	(税抜 0.3%以下)	(税抜 0.07%以下)	(税抜 0.2%以下)	(税抜 0.03%以下)
3%未満	0.3675%*以下	0.084%*以下	0.252%*以下	0.0315%*以下
	(税抜 0.35%以下)	(税抜 0.08%以下)	(税抜 0.24%以下)	(税抜 0.03%以下)
3.5%未満	0.42%*以下	0.0945%*以下	0. 294%*以下	0.0315%*以下
	(税抜 0.4%以下)	(税抜 0.09%以下)	(税抜 0.28%以下)	(税抜 0.03%以下)
4%未満	0.4725%*以下	0.1155%*以下	0.3255%*以下	0.0315%*以下
	(税抜 0.45%以下)	(税抜 0.11%以下)	(税抜 0.31%以下)	(税抜 0.03%以下)

コールレート	信託報酬率 (年率)		内訳	
平均値		委託会社	販売会社	受託会社
4.5%未満	0.525%*以下	0. 126%*以下	0.3675%*以下	0.0315%*以下
	(税抜 0.5%以下)	(税抜 0.12%以下)	(税抜 0.35%以下)	(税抜 0.03%以下)
5%未満	0.5775%*以下	0.147%*以下	0.399%*以下	0.0315%*以下
	(税抜 0.55%以下)	(税抜 0.14%以下)	(税抜 0.38%以下)	(税抜 0.03%以下)
5.5%未満	0.63%※以下	0.1575%*以下	0.441%*以下	0.0315%*以下
	(税抜 0.6%以下)	(税抜 0.15%以下)	(税抜 0.42%以下)	(税抜 0.03%以下)
6%未満	0.6825%*以下	0.1785%*以下	0. 4725%*以下	0.0315%*以下
	(税抜 0.65%以下)	(税抜 0.17%以下)	(税抜 0.45%以下)	(税抜 0.03%以下)
6.5%未満	0.735%*以下	0.189%*以下	0.5145%*以下	0.0315%*以下
	(税抜 0.7%以下)	(税抜 0.18%以下)	(税抜 0.49%以下)	(税抜 0.03%以下)
7%未満	0.7875%*以下	0.21%*以下	0.546%*以下	0.0315%*以下
	(税抜 0.75%以下)	(税抜 0.2%以下)	(税抜 0.52%以下)	(税抜 0.03%以下)
7.5%未満	0.84%※以下	0. 2205%*以下	0.588%*以下	0.0315%*以下
	(税抜 0.8%以下)	(税抜 0.21%以下)	(税抜 0.56%以下)	(税抜 0.03%以下)
8%未満	0.8925%*以下	0.2415%*以下	0.6195%*以下	0.0315%*以下
	(税抜 0.85%以下)	(税抜 0.23%以下)	(税抜 0.59%以下)	(税抜 0.03%以下)
8.5%未満	0.945%*以下	0.252%*以下	0.6615%*以下	0.0315%*以下
	(税抜 0.9%以下)	(税抜 0.24%以下)	(税抜 0.63%以下)	(税抜 0.03%以下)
9%未満	0.9975%*以下	0.273%*以下	0.693%*以下	0.0315%*以下
	(税抜 0.95%以下)	(税抜 0.26%以下)	(税抜 0.66%以下)	(税抜 0.03%以下)
9.5%未満	1.05%*以下	0.2835%*以下	0.735%*以下	0.0315%*以下
	(税抜 1%以下)	(税抜 0.27%以下)	(税抜 0.7%以下)	(税抜 0.03%以下)
9.5%以上	1.1025%*以下	0.3045%*以下	0.7665%*以下	0.0315%*以下
	(税抜 1.05%以下)	(税抜 0.29%以下)	(税抜 0.73%以下)	(税抜 0.03%以下)

- ③委託会社は、信託報酬から、販売会社に対し、販売会社の行う業務に対する報酬を支払います。 したがって、実質的な信託報酬の配分は、前項の表の通りとなります。
- ④信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。
- ※消費税および地方消費税に相当する金額(「消費税等相当額」といいます。)を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

### (4) 【その他の手数料等】

- ①信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額は、毎計算期末または信託終 了のときに信託財産から支払われます。
- ②ファンドの組入有価証券の売買に係る売買委託手数料等、先物・オプション取引に要する費用、信託財産に属する資産を外国で保管する場合に要する費用は、信託財産から支払われます。
- ③信託財産において解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れを行った場合、借入れの利息は、信託財産から支払われます。
- ④信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産から支払われます。

### (5) 【課税上の取扱い】

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還 時の個別元本超過額については、次の通り課税されます。なお、収益分配金のうち課税対象となる のは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

①個人の受益者に対する課税

20% (所得税 15%および地方税 5%) の税率で源泉徴収 (申告不要) されます (平成 16 年 1 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までは、10% (所得税 7%および地方税 3%) の優遇税率が適用となります。)。

なお、総合課税を選択することもできます。

解約・償還損については、株式等の譲渡による所得との通算が可能となります。

買取請求による換金の場合、買取差損益については、譲渡所得の取扱いとなります。

なお、買取差損益については、株式等の譲渡による所得との通算が可能となります。

②法人の受益者に対する課税

15% (所得税 15%) の税率で源泉徴収されます (平成 16 年 1 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までは、7% (所得税 7%) の優遇税率が適用となります。)。地方税の源泉徴収はありません。

### ◇個別元本について

- ①受益者毎の信託時の受益証券の価額等(申込手数料(税込)は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。なお、個別元本方式は平成12年4月1日算出の基準価額より適用されておりますので、個別元本方式への移行時に既に受益証券を保有していた場合、平成12年3月31日の平均信託金が当該受益証券に係る個別元本となります。
- ②受益者が同一ファンドの受益証券を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ③ただし、保護預りではない受益証券および記名式受益証券については各受益証券毎に、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」とがあり両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- ④受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を 控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

#### ◇収益分配金の課税について

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

◇以上の内容は、税法が改正された場合等には、変更となることがあります。

### 5【運用状況】

### (1) 【投資状況】

平成16年12月30日現在

(単位:円)

資産の種類	国 名	時価合計	投資比率(%)
親投資信託受益証券			
S-FUND(3ヶ月決算)・マザー ファンド	日本	1, 364, 620, 946	100.00
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	_	△ 7,865	△ 0.00
純資産総額		1, 364, 613, 081	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

### <参考>

「S-FUND (3ヶ月決算)・マザーファンド」全体の投資状況

平成16年12月30日現在

(単位:円)

資産の種類	国 名	時価合計	投資比率(%)
特殊債券	日本	331, 615, 710	8. 22
社債券	日本	1, 151, 935, 329	28. 55
コマーシャル・ペーパー	日本	1, 999, 707, 299	49. 56
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	_	551, 791, 812	13. 67
純資産総額		4, 035, 050, 150	100.00

<sup>(</sup>注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

### (2) 【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

平成16年12月30日現在

	発行地	<b>次</b>		業 種	口数		期貸借対照表価額 は取得価額	利率 (%)	投資比率
	光11地	銘 柄	種 類	来 性		下段:評	価 額	償還期限	(%)
					(口)	単 価(円)	金 額(円)	(年/月/日)	(70)
Ī		S-FUND (3ヶ月決算)・	親投資信託			1.0115	1, 364, 486, 049	_	
L	日 本	マザーファンド	受益証券	_	1, 348, 972, 861	1.0116	1, 364, 620, 946	_	100.00

<sup>(</sup>注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

### b全銘柄の業種別投資比率

平成16年12月30日現在

	1 /24 1241: 221
種 類/業 種 別	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	100.00
合 計	100.00

<sup>(</sup>注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

### ②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】 該当事項はありません。

### <参考>

### 「S-FUND (3ヶ月決算)・マザーファンド」の投資資産

- ①投資有価証券の主要銘柄
  - a 評価額上位30銘柄

平成16年12月30日現在

日本保社債       社債券       200,000       101.07       202,147,066       2.450000       5.01         日本保社債       社債券       200,000       100.30       200,611,399       0.580000       5.01         日本保社債       社債券       200,000       - 200,611,399       2005/8/22       4.97         日本第129回全信連債券       特殊債券       100.74       151,115,384       1.250000       3.76         第1回森永乳業株式会社無担       100.95       100.95       100,952,124       2.325000       2.325000         日本保社債       社債券       100,000       - 100,952,124       2.035/6/10       2.56         第8回ソニー株式会社無担保       100,000       - 100,904,556       1.420000       2.56         第21回三井化学株式会社無担保       100,000       - 100,904,556       1.420000       2.56         第33回百産自動車株式会社無担保社債       100,000       - 100,662,502       2005/6/14       2.45         第33回日産自動車株式会社       社債券       - 100,000       - 100,518,717       2.575000         第4年発社債       社債券       100,000       - 100,518,717       2.575000         第53回才リックス株式会社       社債券       100,000       - 100,437,050       0.82000         第53回才リックス株式会社       社債券       100,000       - 100,437,050       0.82000         日本無担保社債									十成10年12月3	ハロシロエ
発行地									利率 (%)	投資
(千円)   (千円)   (乗の機)   (乗の機	発行	行地	銘 柄	種 類	業 種	券面総額				
# (円) 金 僧 (円) (平/月/日) (平/月/日) 日本 エターナルファンディング ・ベーパー 500,000 ー 499,993,424 2005/1/25 12.35 コマーシャル - 500,000 ー 499,986,849 ー 2005/1/25 12.35 日本 東京リース ・ベーパー 500,000 ー 499,986,849 ー 499,986,849 ー 499,976,743 日本 第 2 コマーシャル - 500,000 ー 499,976,743 2005/1/25 12.35 日本 1日の 10.07 202,147,066 2.450000 ー 499,976,283 2005/5/26 12.35 第 3 回東洋水産株式会社無担 社債券 ー 200,000 ー 499,766,283 2005/5/26 12.35 第 3 回東洋水産株式会社無担 社債券 ー 200,000 ー 202,147,066 2.450000 日本 保社債 社債券 ー 200,000 ー 200,611,399 2005/8/22 4.97 第 1 回蘇永乳薬株式会社無担 10.0 30 0 ー 151,115,384 2005/8/26 3.75 第 1 回蘇永乳薬株式会社無担 100,000 ー 151,115,384 2005/8/26 3.75 第 1 回蘇永乳薬株式会社無担 100,000 ー 151,115,384 2005/8/26 3.75 第 1 回蘇永乳薬株式会社無担 100,000 ー 100,994,556 1.42000 日本 担保社債 2005/6/10 2.56 第 8 回ソー株式会社無担 2005/8/26 1.2 35 0 100,991 100,994,556 2005/9/13 2.56 第 3 回日連申単株式会社 2005/8/10 100,901 100,904,556 2005/9/13 2.56 第 3 回日連申単株式会社 2005/8/10 100,901 100,904,556 1.420000 日本 無担保社債 2005/6/10 2.46 第 3 1 回雇車動車株式会社 2005/8/10 2.46 第 5 3 回月車自動車株式会社 2005/8/10 2.45 第 5 3 5 3 5 3 5 3 5 3 5 3 5 3 5 3 5 3	701	1	2H 111	12 //	N II					
日本 エターナルファンディング         ・ベーバー 500,000	<u> </u>		<b>N</b> */ -				単 価(円)		(年/月/日)	
日本東京リース         コマーシャル ・ベーパー ・ベーパー ・ベーパー ・ベーパー ・ベーパー ・ベーパー ・ベーパー ・ベーパー ・ベーパー ・ベーパー ・ベーパー ・ベーパー ・ベーパー ・ベーパー ・ベーパー ・ボーズー ・ベーパー ・ボーズー ・ベーパー ・ボーズー ・ベーパー ・ボーズー ・ベーパー ・ボーズー ・ベーパー ・ボーズー ・ベーパー ・ボーズー ・ベーパー ・ボーズー ・ベーパー ・ボーズー ・ベーパー ・ボーズー ・ベーパー ・ボーズー ・ベーパー ・ボーズー ・ベーパー ・ボーズー ・ボーズー ・ベーパー ・ボーズー ・ベーパー ・ボーズー ・ベーパー ・ボーズー ・ベーパー ・ボーズー ・ベーパー ・ボーズー ・ボー		4				F00 000	_			10.00
日本 東京リース	P	平	エターテルファンティング	• \( \)		500,000	_		2005/1/25	12. 39
日本   HGMアセットファイナンス		*	東方リーフ		_	500,000	_	, ,	2005 /1 /25	12 20
日本 HGMアセットファイナンス         ・ペーパー         500,000         - 499,970,743         2005/1/20         12.38           日本 ミツイスミトモギンリース         ・ペーパー         500,000         - 499,756,283         2006/5/26         12.38           第3回東洋水産株式会社無担         社債券         - 200,000         - 202,147,066         2.450000         200,661,399         0.580000           日本保社債         社債券         - 200,000         - 200,611,399         0.056/8/22         4.97           日本保社債         社債券         - 200,000         - 200,611,399         0.056/8/22         4.97           日本保社債         社債券         - 200,000         - 200,611,399         0.056/8/22         4.97           日本保社債         社債券         - 150,000         - 100,115,394         1.250000         1.250000           日本第129回全信連債券         特殊債券         - 150,000         - 100,952,124         2.05600         3.78           第1回森未乳業株式会社無担保社債         社債券         - 100,000         - 100,994,556         1.42000         2.56           本土保社債         社債券         - 100,000         - 100,994,556         1.42000         2.56           第21回三井代学株式会社無担保土債         社債券         - 100,000         - 100,994,556         1.42000         2.56           本 担保社債         社債券         - 100,000	Н	4	来ボケーハ ※ 9			500,000			2003/1/23	14. 39
日本 ミツイスミトモギンリース - ペーパー - 500,000 - 499,756,283 - 499,756,283 2005/5/26 12.35 第 3回東洋水産株式会社無担 社債券 - 200,000 - 202,147,066 2,450000 第 6回レンゴー株式会社無担 社債券 - 200,000 - 202,147,066 2,005/6/24 5.01 第 6回レンゴー株式会社無担 社債券 - 200,000 - 200,611,399 0.580000 - 150,074 151,115,384 1.250000 - 151,115,384 1.250000 - 151,115,384 1.250000 - 150,952,124 2.325000 - 100,952,124 2.325000 - 100,952,124 2.035/6/10 2.55 第 8 回义一件式会社無担保 社債券 - 100,000 - 100,904,556 1.420000 - 100,904,556 2005/9/13 2.55 0.50	Н	太	1 7 7		_	500 000	_		2005/1/20	12 39
日本 ミツイスミトモギンリース ・ペーパー - 500,000 - 499,756,283 2005/5/26 12.35 第 3回東洋水産株式会社無担 社債券 - 200,000 - 202,147,066 2.450000 と 2005/6/24 5.01 第 6回レンゴー株式会社無担 社債券 - 200,000 - 200,611,399 0.580000 日本 保社債 社債券 - 200,000 - 200,611,399 0.580000 日本 第 1 2 9回全信連債券 特殊債券 - 150,000 - 151,115,384 1.250000 日本 第 1 回森木乳業株式会社無担 社債券 - 100,000 - 151,115,384 2005/8/26 3.75 第 8回少二一株式会社無担保 社債券 - 100,000 - 100,952,124 2.325000 日本 社債券 - 100,000 - 100,952,124 2.005/6/10 2.56 第 8 回 2 - 一株式会社無担保 社債券 - 100,000 - 100,962,124 2.005/6/10 2.56 第 8 回 2 - 一株式会社無担保 社債券 - 100,000 - 100,962,124 2.005/6/10 2.56 第 8 回 2 1 回三井化学株式会社無担保 社債券 - 100,000 - 100,904,556 1.420000 日本 担保社債 社債券 - 100,000 - 100,662,502 2005/7/14 2.45 第 3 3 可目産自動車株式会社 社債券 - 100,000 - 100,662,502 2005/7/14 2.45 第 1 回棒式会社クレディセ 社債券 - 100,000 - 100,518,717 2.575000 日本 大少無担保社債 社債券 - 100,000 - 100,437,050 0.820000 日本 大少無担保社債 社債券 - 100,000 - 100,437,050 0.820000 日本 大少無担保社債 社債券 - 100,000 - 100,421,511 1.450000 - 100,421,511 1.450000 - 100,421,511 2.055/6/25 2.45 第 3 9回日産自動車株式会社 社債券 - 100,000 - 100,421,511 2.055/6/27 2.45 第 3 9回日産自動車株式会社 社債券 - 100,000 - 100,421,511 2.055/6/27 2.45 第 3 9回日産自動車株式会社 社債券 - 100,000 - 100,421,511 2.055/6/27 2.45 第 3 9回日産自動車株式会社 社債券 - 100,000 - 100,421,511 2.055/6/27 2.45 第 3 9回日産自動車株式会社 社債券 - 95,000 - 95,093,500 2.005/2/15 2.36 年 第 4 1 8 回 東京電力 社債券 - 50,000 - 50,186,904 2.005/1/27 1.24 日本 い第 6 1 4 号興業債券 特殊債券 - 30,000 - 50,186,904 2.005/1/27 1.24 日本 い第 6 1 4 号興業債券 特殊債券 - 30,000 - 30,052,480 1.500000 - 30,052,480 2005/2/25 0.76 日本 い第 6 0 6 号興業債券 特殊債券 - 20,000 - 20,018,040 2005/1/27 1.25 - 20,000 - 20,018,040 2005/1/27 0.56	H	/T*	1101117 27 17 17 17 17 17 1	コマーシャル		000,000	_			12.00
本 第3回東洋水産株式会社無担         社債券         200,000         101.07         202,147,066         2.450000         5.01           第6回レンゴー株式会社無担         社債券         200,000         100.30         200,611,399         0.580000         4.97           日本保社債         社債券         200,000         100.74         151,115,384         1.250000         151,115,384         1.250000         3.75           第1回秦永乳業株式会社無担         100.95         100,952,124         2.325000         200,616,399         2005/8/26         3.75           第1回秦永乳業株式会社無担         100,000         100,952,124         2.325000         2.05/6/10         2.50           第8回ソニー株式会社無担保社債         社債券         100,000         100,952,124         2.325000         2.50           第21回三井化学株式会社無担保社債         社債券         100,000         100,904,556         2005/6/10         2.50           第33回声雇自動車株式会社         土債券         100,000         100,662,502         1.350000         2.50           第311回無未担保社債         社債券         100,000         100,518,717         2.075/3/18         2.45           第53回才リックス株式会社         社債券         100,000         100,437,050         0.820000         2.45           第53回可対リックス株式会社         社債券         100,000         100,421,511         1.450000	日	本	ミツイスミトモギンリース	・ペーパー	_	500,000	_	, ,	2005/5/26	12.39
日 本 保社債 社債券 — 200,000 — 202,147,066 2005/6/24 5.01 第6回レンゴー株式会社無担	1						101. 07			
日 本 保社債 社債券 — 200,000 — 200,611,399 2005/8/22 4.97	日	本	保社債	社債券	_	200,000	_	202, 147, 066	2005/6/24	5.01
日本第129回全信連債券         特殊債券         150,000         100.74         151,115,384         1.250000         3.75           第1回森永乳業株式会社無担         社債券         100,000         - 151,115,384         2005/8/26         3.75           第8回ソニー株式会社無担保         社債券         100,000         - 100,952,124         2.325000         2.50           第8回ソニー株式会社無担保         社債券         100,000         - 100,964,556         1.420000         2.50           第21回三井化学株式会社無         100,000         - 100,964,556         2005/9/13         2.50           第21回三井化学株式会社無         100,000         - 100,662,502         2005/7/14         2.49           第33回日産自動車株式会社         社債券         - 100,000         - 100,518,717         2.575000           日本無担保社債         社債券         - 100,000         - 100,518,717         2.055/3/18         2.49           第11回株式会社クレディセ         100,000         - 100,437,050         2.005/8/10         2.49           第53回オリックス株式会社         社債券         100,000         - 100,437,050         2.005/8/10         2.49           第539回日産自動車株式会社         100,000         - 100,421,511         2.005/6/25         2.49           第539回日産自動車株式会社         100,000         - 100,421,511         2.005/6/25         2.49           第39回日産自動車株式会社	1		第6回レンゴー株式会社無担				100.30	200, 611, 399		
日本第129回全信連債券       特殊債券       150,000       - 151,115,384 2005/8/26       3.75         第1回春永乳業株式会社無担       社債券       100,000       - 100,952,124 2.325000       2.50         第8回ソニー株式会社無担保       100,000       - 100,994,556 1.42005/6/10 2.50       2.50         第21回三井化学株式会社無       100,000       - 100,904,556 2005/9/13 2.50       2.50         第33回日産自動車株式会社       100,000       - 100,904,556 2005/9/13 2.50       2.50         第33回日産自動車株式会社       100,000       - 100,662,502 2005/7/14 2.49       2.49         第31日連株公債       社債券 - 100,000       - 100,518,717 205/3/18 2.49       2.49         第11回株式会社クレディセ       100,000       - 100,437,050 0.820000       2.49         第53回オリックス株式会社       土債券 - 100,000       - 100,437,050 2005/8/10 2.49       2.49         第53回オリックス株式会社       土債券 - 100,000       - 100,421,511 2005/4/25 2.49         第39回日産自動車株式会社       土債券 - 100,000       - 100,421,511 2005/4/25 2.49         第39回日産自動車株式会社       土債券 - 100,000 - 100,121,132 0.350000       - 20,000/6/27 2.49         第39回日産自動車株式会社       土債券 - 100,000 - 100,121,132 0.350000       - 95,093,500 2005/2/15 2.36         第39回日産自動車株式会社       土債券 - 95,000 - 95,093,500 2005/2/15 2.36         日本無担保社債       社債券 - 50,000 - 95,093,500 2005/2/15 2.36         日本第418回 東京電力       社債券 - 50,000 - 95,0	日	本	保社債	社債券	_	200,000	l	200, 611, 399		4. 97
日本保社債         社債券         100,000         100,95         100,952,124         2.325000         2.56           日本保社債         社債券         100,000         100,904,556         1.420000         2.56           日本社債         社債券         100,000         - 100,904,556         2.005/6/10         2.56           日本担保社債         社債券         100,000         - 100,666         100,662,502         2.005/7/14         2.46           日本担保社債         社債券         100,000         - 100,666,2502         2.005/7/14         2.46           日本無担保社債         社債券         - 100,000         - 100,518,717         2.575000         2.46           日本無担保社債         社債券         - 100,000         - 100,437,050         0.82000         2.46           第11回株式会社クレディセ 日本第11回株式会社 日本第11回株式会社を情         社債券         - 100,000         - 100,437,050         0.82000         2.46           日本無担保社債         社債券         - 100,000         - 100,437,050         0.82000         2.49           日本無担保社債         社債券         - 100,000         - 100,421,511         1.45000         2.46           日本無担保社債         社債券         - 100,000         - 100,121,132         2.005/6/27         2.46           日本無担保社債         社債券         - 100,000         - 100,							100.74			
日本保社債第8回ソニー株式会社無担保       社債券 一 100,000 一 100,952,124 2005/6/10 2.56         日本社債第8回ソニー株式会社無担保       社債券 一 100,000 一 100,904,556 1.420000 100,904,556 2005/9/13 2.50         第2回三井化学株式会社無	日	本		特殊債券	_	150, 000	_			3. 75
日本社債       社債券       100,000       100,904,556       1.420000         第21回三井化学株式会社無       100,000       - 100,904,556       2005/9/13       2.50         第21回三井化学株式会社無       社債券       100,000       - 100,662,502       1.350000         第33回日産自動車株式会社       社債券       - 100,000       - 100,662,502       2005/7/14       2.45         第33回日産自動車株式会社       社債券       - 100,000       - 100,518,717       2.675000       2.905/3/18       2.45         第11回株式会社クレディセ       社債券       - 100,000       - 100,437,050       0.820000       2.45         第53回オリックス株式会社       社債券       - 100,000       - 100,437,050       2.005/8/10       2.45         第53回末リックス株式会社       社債券       - 100,000       - 100,421,511       1.450000       2.45         第53回日産債券(3年)       特殊債券       - 100,000       - 100,421,511       2.005/6/25       2.45         第39回日産自動車株式会社       社債券       - 100,000       - 100,121,132       2.005/6/27       2.45         第39回日産自動車株式会社       社債券       - 100,000       - 100,121,132       2005/6/27       2.45         第39回日産自動車株式会社       社債券       - 95,000       - 95,093,500       1.00000       1.00000       1.00000       1.00000       1.00000       1.00000       1				11.11.11			100. 95			
日本 社債         社債券         - 100,000         - 100,904,556         2005/9/13         2.50           第21回三井化学株式会社無 第33回日産自動車株式会社 第33回日産自動車株式会社 日本 無担保社債         社債券         - 100,000         - 100,662,502         2005/7/14         2.46           日本 無担保社債 第11回株式会社クレディセ 日本 ブン無担保社債         社債券         - 100,000         - 100,518,717         2.575000         2.46           第53回オリックス株式会社 第53回オリックス株式会社 日本 無担保社債         社債券         - 100,000         - 100,431         100,437,050         0.820000         - 100,421,511         1.450000         - 100,421,511         1.450000         - 100,421,511         2.005/4/25         2.46           日本 第29号商工債券(3年)         特殊債券         - 100,000         - 100,121,132         0.05/4/25         2.46           日本 第29号商工債券(3年)         特殊債券         - 100,000         - 100,121,132         0.05/6/27         2.46           日本 第29号商工債券(3年)         特殊債券         - 100,000         - 100,121,132         0.05/6/27         2.46           日本 第418回 東京電力         社債券         - 95,000         - 95,093,500         1.000000         2.005/6/27         2.46           日本 第418回 東京電力         社債券         - 50,000         - 50,186,904         2.005/1/27         2.36           日本 第418回 東京電力         社債券         - 50,000         - 30,308,674         1.500000 </td <td>H</td> <td>本</td> <td></td> <td>社債券</td> <td></td> <td>100, 000</td> <td>_</td> <td></td> <td></td> <td>2. 50</td>	H	本		社債券		100, 000	_			2. 50
日本担保社債       社債券       100,000       100,66       100,662,502       1.350000         第33回日産自動車株式会社       100,000       100,518,717       2.4575000         日本無担保社債       社債券       100,000       100,518,717       2.0575000         日本無担保社債       社債券       100,000       100,437,050       0.820000         日本グン無担保社債       社債券       100,000       100,421,511       1.450000         日本無担保社債       社債券       100,000       100,421,511       1.450000         日本無担保社債       社債券       100,000       100,421,511       2.005/4/25       2.45         日本無担保社債       社債券       100,000       100,121,132       0.350000       2.45         日本第29号商工債券(3年)       特殊債券       100,000       100,121,132       2005/6/27       2.46         日本第39回日産自動車株式会社       100,000       100,001       100,121,132       2005/6/27       2.46         日本無担保社債       社債券       95,000       95,093,500       1.00000       1.00000       2.46         日本第418回東電車助車株式会社       社債券       100,000       -50,186,904       5.275000       2.36         日本第418回東京電力       社債券       50,000       -50,186,904       2005/1/27       1.24         日本第418回東市       特殊債券       100.	l _	1.		#1 ## V/			100. 90	, ,		
日本担保社債       社債券       100,000       - 100,662,502       2005/7/14       2.49         第33回日産自動車株式会社       社債券       - 100,000       - 100,518,717       2.575000       2.49         第11回株式会社クレディセ       100,000       - 100,437,050       0.820000       0.	月	本		<b>社</b> 債券		100,000	-			2.50
第33回日産自動車株式会社 無担保社債     社債券     100,000     100,51     100,518,717     2.575000       第11回株式会社クレディセ 日本 グン無担保社債     社債券     100,000     100,437,050     0.820000       第53回オリックス株式会社 日本 無担保社債     社債券     100,000     100,437,050     2.05/8/10     2.49       日本 無担保社債     社債券     100,000     100,421,511     1.450000       日本 第29号商工債券(3年)     特殊債券     100,000     100,121,132     2.005/4/25     2.49       日本 第39回日産自動車株式会社 日本 無担保社債     100,000     100,121,132     2.005/6/27     2.49       日本 第418回 東京電力     社債券     95,000     95,093,500     1.000000       日本 第418回 東京電力     社債券     50,000     95,093,500     2.005/2/15     2.36       日本 い第614号興業債券     特殊債券     30,000     100.17     30,308,674     1.500000     1.250000       日本 い第697号商工債券     特殊債券     30,000     100.17     30,052,480     1.250000     1.250000       日本 い第606号興業債券     特殊債券     20,000     -20,018,040     1.300000     -20,018,040     1.300000       日本 い第606号興業債券     特殊債券     20,000     -20,018,040     2005/1/27     0.56		4		九/主平		100 000	100.66			0.40
日本無担保社債       社債券       100,000       - 100,518,717       2005/3/18       2.49         第11回株式会社クレディセ目本/ジン無担保社債       社債券       100,000       - 100,437,050       0.820000       2.49         第53回オリックス株式会社日本無担保社債       社債券       100,000       - 100,421,511       1.450000       2.49         日本無担保社債       社債券       - 100,000       - 100,421,511       1.450000       2.49         日本第29号商工債券(3年)       特殊債券       - 100,000       - 100,121,132       0.350000       2.05/6/27       2.48         第39回日産自動車株式会社日本無担保社債       社債券       - 95,000       - 95,093,500       1.000000       1.000000       2005/2/15       2.36         日本無担保社債       社債券       - 95,000       - 95,093,500       2005/2/15       2.36         日本第418回東京電力       社債券       - 50,000       - 50,186,904       2005/2/15       2.36         日本い第614号興業債券       特殊債券       - 30,000       - 30,308,674       1.500000       0.76         日本い第597号商工債券       特殊債券       - 30,000       - 30,052,480       1.250000       0.74         日本い第606号興業債券       特殊債券       - 20,000       - 20,018,040       1.300000       0.50         日本い第606号興業債券       特殊債券       - 20,000       - 20,018,040       2005/1/27       0.50 <td>P</td> <td><u></u></td> <td></td> <td><b>性順券</b></td> <td></td> <td>100,000</td> <td>100 51</td> <td>100, 662, 502</td> <td></td> <td>2. 49</td>	P	<u></u>		<b>性順券</b>		100,000	100 51	100, 662, 502		2. 49
第11回株式会社クレディセ 日本 ゾン無担保社債     社債券     100,000     100,437,050     0.820000       第53回オリックス株式会社 日本 無担保社債     社債券     100,000     100,421,511     1.450000       日本 無担保社債     社債券     100,000     100,121,132     0.350000       日本 第29号商工債券(3年)     特殊債券     100,000     100,121,132     0.350000       日本 第39回日産自動車株式会社 日本 無担保社債     100,000     100,000     100,121,132     0.350000       日本 無担保社債     社債券     95,000     95,093,500     1.000000       日本 第418回 東京電力     社債券     50,000     50,186,904     2005/2/15     2.36       日本 い第614号興業債券     特殊債券     30,000     30,308,674     2005/9/27     0.76       日本 い第597号商工債券     特殊債券     30,000     30,052,480     1.250000       日本 い第696日募業債券     特殊債券     20,000     20,018,040     1.300000       日本 い第606号興業債券     特殊債券     20,000     20,018,040     1.300000       日本 い第606号興業債券     特殊債券     20,000     20,018,040     2005/1/27     0.56	П	*		<b>社</b> /告半	_	100,000	100. 51			2 40
日本 ゾン無担保社債     社債券     100,000     - 100,437,050     2005/8/10     2.49       第53回オリックス株式会社 日本 無担保社債     社債券     100,000     - 100,421,511     1.450000       日本 無担保社債     社債券     100,000     - 100,421,511     2005/4/25     2.49       日本 第29号商工債券(3年)     特殊債券     100,000     - 100,121,132     0.350000     2005/6/27     2.49       第39回日産自動車株式会社 日本 無担保社債     社債券     95,000     - 95,093,500     1.000000     2005/2/15     2.36       日本 第418回 東京電力     社債券     - 50,000     - 50,186,904     2005/1/27     1.24       日本 い第614号興業債券     特殊債券     - 30,000     - 30,308,674     1.500000       日本 い第597号商工債券     特殊債券     - 30,000     - 30,052,480     1.250000       日本 い第606号興業債券     特殊債券     - 20,000     - 20,018,040     1.300000       日本 い第606号興業債券     特殊債券     - 20,000     - 20,018,040     2005/1/27     0.56	Н	7	第11同株式会社カレディセ	江貝分		100,000	100 43			2.43
日本     第53回オリックス株式会社     社債券     100,000     100,421,511     1.450000       日本     無担保社債     社債券     100,000     100,421,511     2005/4/25     2.48       日本     第29号商工債券(3年)     特殊債券     100,000     100,121,132     0.350000     2005/6/27     2.48       第39回日産自動車株式会社     100,000     100,009     95,093,500     1.00000     1.00000     2005/2/15     2.36       日本     無担保社債     社債券     95,000     - 95,093,500     2005/2/15     2.36       日本     第418回     東京電力     社債券     - 50,000     - 50,186,904     5.275000       日本     小第614号興業債券     特殊債券     - 30,000     - 30,308,674     2005/1/27     0.76       日本     小第597号商工債券     特殊債券     - 30,000     - 30,052,480     1.300000       日本     小第606号興業債券     特殊債券     20,000     - 20,018,040     1.300000       日本     小第606号興業債券     特殊債券     - 20,000     - 20,018,040     2005/1/27     0.56	н	太	ゲン無担保社債	<b>社信</b> 券	_	100 000	100.45			2 49
日本無担保社債       社債券       100,000       - 100,421,511       2005/4/25       2.48         日本第29号商工債券(3年)       特殊債券       100,000       - 100,121,132       0.350000       2.48         第39回日産自動車株式会社       100,000       - 100,121,132       2005/6/27       2.48         第39回日産自動車株式会社       2005/6/27       - 95,000       - 95,093,500       1.000000         日本無担保社債       社債券       - 95,000       - 95,093,500       2005/2/15       2.36         日本第418回東京電力       社債券       - 50,000       - 50,186,904       5.275000       100.37       50,186,904       2005/1/27       1.24         日本い第614号興業債券       特殊債券       - 30,000       - 30,308,674       1.500000       0.76         日本い第597号商工債券       特殊債券       - 30,000       - 30,052,480       1.250000       0.74         日本い第606号興業債券       特殊債券       - 20,000       - 20,018,040       1.300000       - 20,018,040       2005/1/27       0.50	_			工灰为		100,000	100 42			2. 10
日 本 第29号商工債券 (3年) 特殊債券 — 100,000	日	本		社債券	_	100,000	100. 12			2, 49
日本第29号商工債券(3年)     特殊債券     100,000     - 100,121,132     2005/6/27     2.48       第39回日産自動車株式会社 日本無担保社債     社債券     95,000     - 95,093,500     1.000000     2005/2/15     2.36       日本第418回東京電力     社債券     - 50,000     - 50,186,904     5.275000     101.02     30,308,674     1.500000       日本い第614号興業債券     特殊債券     - 30,000     - 30,308,674     2005/9/27     0.75       日本い第597号商工債券     特殊債券     - 30,000     - 30,052,480     1.250000       日本い第606号興業債券     特殊債券     - 20,000     - 20,018,040     1.300000       日本い第606号興業債券     特殊債券     - 20,000     - 20,018,040     2005/1/27     0.56				12000			100, 12			
日本     第39回日産自動車株式会社 無担保社債     社債券     95,000     100.09     95,093,500     1.000000       日本     無担保社債     社債券     50,000     50,186,904     5.275000       日本     第418回東京電力     社債券     50,000     50,186,904     2005/1/27     1.24       日本     い第614号興業債券     特殊債券     30,000     30,308,674     1.500000       日本     小第597号商工債券     特殊債券     30,000     30,000     30,052,480     1.250000       日本     小第606号興業債券     特殊債券     100.09     20,018,040     1.300000       日本     小第606号興業債券     特殊債券     20,000     20,018,040     1.300000	日	本	第29号商工債券(3年)	特殊債券	_	100,000	_			2.48
日本無担保社債     社債券     95,000     - 95,093,500     2005/2/15     2.36       日本第418回東京電力     社債券     - 50,000     - 50,186,904     5.275000       日本い第614号興業債券     特殊債券     - 30,000     - 30,308,674     1.500000       日本い第597号商工債券     特殊債券     - 30,000     - 30,052,480     1.250000       日本い第606号興業債券     特殊債券     - 20,000     - 20,018,040     1.300000       日本い第606号興業債券     特殊債券     - 20,000     - 20,018,040     2005/1/27     0.56	1						100.09	95, 093, 500		
日本第418回東京電力     社債券     -     50,000     -     50,186,904     2005/1/27     1.24       日本 い第614号興業債券     特殊債券     -     30,000     -     30,308,674     1.500000     2005/9/27     0.75       日本 い第597号商工債券     特殊債券     -     30,000     -     30,052,480     1.250000     100.17     30,052,480     2005/2/25     0.74       日本 い第606号興業債券     特殊債券     -     20,000     -     20,018,040     1.300000     -     20,018,040     2005/1/27     0.50	日	本		社債券	_	95,000				2.36
日本 い第614号興業債券 特殊債券 - 30,000 101.02 30,308,674 1.500000 2005/9/27 0.75 100.17 30,052,480 1.250000 100.17 30,052,480 1.250000 - 30,052,480 2005/2/25 0.74 100.09 20,018,040 1.300000 日本 い第606号興業債券 特殊債券 - 20,000 - 20,018,040 2005/1/27 0.50							100. 37			
日本     い第614号興業債券     特殊債券     30,000     - 30,308,674     2005/9/27     0.75       日本     い第597号商工債券     特殊債券     - 30,000     - 30,052,480     1.250000       日本     い第606号興業債券     特殊債券     - 30,000     - 30,052,480     2005/2/25     0.74       日本     い第606号興業債券     特殊債券     - 20,000     - 20,018,040     1.300000       日本     い第606号興業債券     - 20,000     - 20,018,040     2005/1/27     0.50	日	本	第418回 東京電力	社債券	_	50,000	_			1. 24
日本     い第597号商工債券     特殊債券     100.17     30,052,480     1.250000       日本     い第606号興業債券     特殊債券     100.09     20,018,040     1.300000       日本     い第606号興業債券     特殊債券     20,000     -     20,000     -     20,018,040     2005/1/27     0.50							101. 02			
日本     い第597号商工債券     特殊債券     -     30,000     -     30,052,480     2005/2/25     0.74       日本     い第606号興業債券     特殊債券     -     20,000     -     20,018,040     1.300000       日本     い第606号興業債券     -     20,000     -     20,018,040     2005/1/27     0.50	日	本	い第614号興業債券	特殊債券		30,000	_			0.75
日本 い第606号興業債券 特殊債券 - 20,000 100.09 20,018,040 1.300000 - 20,018,040 2005/1/27 0.50		1.	, Mr = 0 = 11 -tr /tr //	nt and the str			100. 17			
日 本 い第606号興業債券 特殊債券 - 20,000 - 20,018,040 2005/1/27 0.50	H	本	い第597号商工債券	特殊債券		30, 000	_			0.74
日 本   いあり U も 写典楽領			、	4+ 74 l= 1/		00 000				0.50
	Ħ	4	い男りりり方興兼頂芬					20, 018, 040	2005/1/27	0.50

- (注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。
- ※1 売掛債権等を裏付けとしたABCP(資産担保コマーシャルペーパー)。みずほコーポレート銀行による流動性補完を備えている。短期信用格付 a-1 (R&I), P-1 (Moody's) を取得。
- ※2 日立グループを中心とする売掛債権等を裏付けとしたABCP(資産担保コマーシャルペーパー)。日立キャピタルによる流動性補完・信用補完を兼ね備えている。短期信用格付 a-1+ (R&I) を取得。

### b 全銘柄の業種別投資比率

平成16年12月30日現在

種 類/業 種 別	投資比率 (%)
特殊債券	8. 22
社債券	28.55
コマーシャル・ペーパー	49. 56
合 計	86. 33

- (注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。
- ②投資不動産物件 該当事項はありません。
- ③その他投資資産の主要なもの 該当事項はありません。

### (3)【運用実績】

### ①【純資産の推移】

下記計算期間末日および平成16年12月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位:円)

		(単位:円)
	純資産総額	基準価額
		(1万口当たりの純資産価額)
第1計算期間末日	4,380,111,657 (分配付)	10,014 (分配付)
(平成11年3月23日)	4,373,787,165(分配落)	10,000 (分配落)
第2計算期間末日	3,759,644,506 (分配付)	10,009 (分配付)
(平成11年6月21日)	3,756,215,084 (分配落)	10,000 (分配落)
第3計算期間末日	5, 187, 574, 402 (分配付)	10,005 (分配付)
(平成11年9月20日)	5, 184, 821, 265 (分配落)	10,000 (分配落)
第4計算期間末日	17, 483, 611, 373 (分配付)	10,007 (分配付)
(平成11年12月20日)	17,470,648,158 (分配落)	10,000 (分配落)
第5計算期間末日	17,047,392,191 (分配付)	10,004 (分配付)
(平成12年3月21日)	17,040,439,693 (分配落)	10,000 (分配落)
第6計算期間末日	10,449,103,026(分配付)	10,002 (分配付)
(平成12年6月20日)	10,446,627,177 (分配落)	10,000 (分配落)
第7計算期間末日	8,936,107,173(分配付)	10,002 (分配付)
(平成12年9月20日)	8,934,222,053 (分配落)	10,000 (分配落)
第8計算期間末日	5,966,129,695 (分配付)	10,006 (分配付)
(平成12年12月20日)	5,962,796,493 (分配落)	10,000 (分配落)
第9計算期間末日	5, 204, 714, 546 (分配付)	10,008 (分配付)
(平成13年3月21日)	5, 200, 751, 575 (分配落)	10,000 (分配落)
第10計算期間末日	3, 157, 021, 582 (分配付)	10,002(分配付)
(平成13年6月20日)	3, 156, 270, 391 (分配落)	10,002 (分配內)
第11計算期間末日	4,018,896,061 (分配付)	10,000 (分配符)
(平成13年9月20日)	4,018,245,106 (分配落)	10,002 (分配內)
第12計算期間末日	2,480,514,125 (分配付)	10,000 (分配符)
(平成13年12月20日)	2,480,340,502 (分配落)	10,000 (分配落)
第13計算期間末日	2,286,928,100 (分配付)	10,000 (分配符)
(平成14年3月25日)	2,286,452,519 (分配落)	10,002 (分配的)
第14計算期間末日	1,434,547,335 (分配付)	10,000 (分配格)
(平成14年6月20日)	1,434,158,679(分配落)	10,003(分配內)
第15計算期間末日	1,844,871,308(分配付)	10,000 (分配格)
(平成14年9月24日)	1,844,305,107 (分配落)	10,000(分配落)
第16計算期間末日	1,905,634,257 (分配付)	10,000 (分配符)
(平成14年12月24日)	1,905,237,968(分配落)	10,002 (分配下)
第17計算期間末日	1,458,878,516 (分配付)	10,003(分配符)
(平成15年3月24日)	1,458,411,825 (分配落)	10,000 (分配落)
第18計算期間末日	1, 170, 459, 339 (分配付)	10,002(分配付)
(平成15年6月23日)	1,170,433,333 (分配內)	10,002 (分配下)
第19計算期間末日	2,000,909,855 (分配付)	10,002(分配付)
(平成15年9月24日)	2,000,487,753 (分配落)	10,002 (分配內)
第20計算期間末日	2,037,398,868(分配付)	10,000 (分配格)
(平成15年12月24日)	2,037,170,705 (分配落)	10,001 (分配內)
第21計算期間末日	1,743,887,039 (分配付)	10,002(分配付)
(平成16年3月22日)	1,743,595,859(分配落)	10,002 (分配內)
第22計算期間末日	1,639,231,001 (分配付)	10,000 (分配格)
(平成16年6月21日)	1,638,899,944 (分配落)	10,002 (分配內)
第23計算期間末日	1,392,300,442(分配付)	10,000 (分配符)
(平成16年9月21日)	1,391,963,587 (分配落)	10,002 (分配內)
第24計算期間末日	1,403,671,612 (分配付)	10,001(分配付)
(平成16年12月20日)	1,403,529,856 (分配落)	10,001 (分配內)
平成15年12月末日	1,750,930,348	10,000 (万配格)
平成16年1月末日	1, 745, 564, 895	10, 000
2月末日	1, 744, 709, 929	10, 001
3月末日	1, 657, 268, 200	10, 002
	1, 651, 905, 569	
4月末日	1, 001, 900, 009	10, 001

	純資産総額	基準価額 (1万口当たりの純資産価額)
5月末日	1, 644, 580, 512	10, 001
6月末日	1, 419, 089, 101	10, 000
7月末日	1, 396, 002, 003	10, 002
8月末日	1, 393, 778, 335	10, 001
9月末日	1, 417, 577, 919	10, 000
10月末日	1, 405, 707, 974	10, 001
11月末日	1, 404, 687, 013	10, 001
12月末日	1, 364, 613, 081	10, 001

# ②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	14円46銭
第2計算期間	9円13銭
第3計算期間	5円31銭
第4計算期間	7円42銭
第5計算期間	4円 8銭
第6計算期間	2円37銭
第7計算期間	2円11銭
第8計算期間	5円59銭
第9計算期間	7円62銭
第10計算期間	2円38銭
第11計算期間	1円62銭
第12計算期間	0円70銭
第13計算期間	2円 8銭
第14計算期間	2円71銭
第15計算期間	3円 7銭
第16計算期間	2円 8銭
第17計算期間	3円20銭
第18計算期間	2円 7銭
第19計算期間	2円11銭
第20計算期間	1円12銭
第21計算期間	1円67銭
第22計算期間	2円 2銭
第23計算期間	2円42銭
第24計算期間	1円 1銭

# ③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	0.14
第2計算期間	0.09
第3計算期間	0.05
第4計算期間	0.07
第5計算期間	0.04
第6計算期間	0.02
第7計算期間	0.02
第8計算期間	0.06
第9計算期間	0.08
第10計算期間	0.02
第11計算期間	0.02
第12計算期間	0.01
第13計算期間	0.02
第14計算期間	0.03
第15計算期間	0.03
第16計算期間	0.02
第17計算期間	0. 03

	収益率(%)
第18計算期間	0.02
第19計算期間	0.02
第20計算期間	0.01
第21計算期間	0.02
第22計算期間	0.02
第23計算期間	0.02
第24計算期間	0.01

<sup>(</sup>注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の 基準価額(分配落ちの額。以下「前期末基準価額」)を控除した額を前期末基準価額で除して得 た数に100を乗じて得た数。

### 6【手続等の概要】

## (1) 申込(販売)手続等

申込みの受付	原則として、いつでも申込みができます。
T 还《八〇)文门	ただし、取得申込受付日はファンドの各計算期間終了日(決算日)に限定されま
	す。 
申込単位	販売会社が定める単位
申込価額	取得申込受付日(決算日)の基準価額
申込手数料	ありません。
申込方法	受益証券取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものと
	します。
	なお、申込みには分配金受取りコースと分配金再投資コースがあり、分配金再投
	資コースを選択する場合には、受益証券取得申込者と販売会社との間で別に定め
	る累積投資契約 (販売会社によっては別の名称で同様の権利義務関係を規定する
	契約を使用する場合があり、この場合は当該別の名称に読み替えます。)を締結
	するものとします。申込みコースの取扱いは販売会社により異なる場合がありま
	すので、販売会社にご確認ください。
	また、分配金再投資コースを選択する場合、取得する受益証券はすべて保護預り
	となります。
申込受付	各計算期間終了日に限り、原則、午後3時(半日営業日は午前11時)までに受
時間	け付けた取得申込み(当該申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了
	したもの)を当日の申込みとします。当該時刻を過ぎての申込みは、翌営業日に
	受け付けたものとして取り扱います。なお、販売会社によっては、上記より早い
	時刻に取得申込みを締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社
	にご確認ください。
	(注) 半日営業日とは東京証券取引所の半休日をいいます。
その他	追加設定は、取得申込受付日の翌日に行います。
	証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事
	情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得
	申込みを取り消すことがあります。

### (2) 換金(解約) 手続等

	<del>以可</del>
解約の受付	原則として、いつでも解約の請求ができます。
解約単位	販売会社が定める単位
解約価額	解約請求受付日の基準価額-信託財産留保額(当該基準価額の0.5%)
	ただし、決算日を解約請求受付日とする解約の場合には信託財産留保額のご負担
	はありません。
支払開始日	原則として解約請求受付日から起算して 4 営業日目から販売会社において支払
	います。
解約請求	原則、午後3時(半日営業日は午前11時)までに受け付けた解約請求(当該解
受付時間	約請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの) を当日の請求と
	します。当該時刻を過ぎての請求は、翌営業日に受け付けたものとして取り扱い
	ます。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に解約請求を締め切ること
	としている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。
その他	証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事
	情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請
	求を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行
	った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しな
	い場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を
	受け付けたものとします。
	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があ
	ります。

※換金の詳細については販売会社にご確認ください。

### 7【管理及び運営の概要】

## (1) 資産管理等の概要

) 質圧官埋寺(	<b>77似女</b>
基準価額の	基準価額=信託財産の純資産総額÷受益権総口数
算出方法	ただし、便宜上1万口当たりで表示されます。
	(注) 「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を
	除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償
	却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいい
	ます。証券取引所に上場されている株式の場合、原則として、証券取引所における計
	算日の最終相場で評価します。公社債等の場合、原則として、日本証券業協会発表の
	店頭売買参考統計値(平均値)、証券会社・銀行等の提示する価額または価格提供会
	社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価します。ただし、残存期間1年
	以内の公社債等については、原則として、取得価額と償還価額の差額を日割計算し日々
	計上することにより評価します。なお、外貨建資産の円換算については、原則として、
	わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の
	評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるもの
	とします。
基準価額の	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
算出頻度	
	甘油に妬は
基準価額の	基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。
照会方法	また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。
	なお、下記においてもご照会いただけます。
	UFJパートナーズ投信株式会社
	電話番号 03-3277-9639
	(受付時間:委託会社の毎営業日の午前9時~午後5時)
	ホームページアドレス http://www.ufj-partners.co.jp/
受益証券の	・受益者は、保護預り契約に基づいて、受益証券を販売会社に保管(保護預り)さ
保管	せることができます。
–	・「分配金再投資コース」をお申込みの場合の受益証券は、すべて保護預りとなり
	ます。
	・保護預りの場合、受益証券は混蔵保管されます。
	・保護預りを行わない場合、受益証券は、受益者の責任において受益者により保管
	されます。
信託期間	平成10年12月22日から平成20年12月20日まで
計算期間	原則として、毎年3月21日から6月20日まで、6月21日から9月20日まで、9月
司 昇 栁   印	
	21 日から 12 月 20 日まで、および 12 月 21 日から翌年 3 月 20 日まで
	上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日(「該当日」といいます。)も
	しくはその翌日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で翌日
	が営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が
	開始されるものとします。ただし、第1計算期間は平成10年12月22日から平成11
	年3月23日までとし、最終計算期間の終了日はファンドの信託期間終了日とします。
ファンドの	委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受
償還条件等	託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。委託会社は、ファン
	ドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。
	・信託契約締結日から3年を経過した日以降において、受益権の総口数が10億口を
	下回ることとなった場合
	・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認
	めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき
信託処場の	
信託約款の	委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発
変更	生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意の
	うえ、信託約款を変更することができます。委託会社は、信託約款を変更しようと
	するときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

開示方法

ファンドの償養託会社は、ファンドの償還または信託約款の変更のうち重大な内容の変更を行お 還等に関する うとする場合、あらかじめその旨およびその内容を公告し、かつ、原則としてこれ らの事項を記載した書面を受益者に交付します(ただし、この信託約款に係るすべ ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。)。 この公告および書面には、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対 して異議を述べるべき旨を付記します(ただし、ファンドの償還に際し、内閣府令 で定める場合を除きます。)。この公告は、日本経済新聞に掲載します。

買取請求権

異議申立てお一受益者は、委託会社がファンドの償還または信託約款について重大な内容の変更を よび反対者の|行おうとする場合、一定の期間(1ヵ月以上)内に委託会社に対して異議を述べるこ とができます(ただし、ファンドの償還に際し、内閣府令で定める場合を除きます。)。 異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をも って買い取るべき旨を請求することができます。なお、一定の期間内に異議を述べ た受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、このファン ドの償還または信託約款の変更を行いません。その場合、償還しない旨または信託 約款を変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、原則として、これらの事項を 記載した書面を受益者に交付します(ただし、この信託契約に係るすべての受益者 に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。)。この公告は、 日本経済新聞に掲載します。

### (2) 受益者の権利等

受益者の権利の主な内容は以下の通りです。

対する請求権

収益分配金に「受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。 「分配金受取りコース」

- ・収益分配金は、原則として決算日から起算して 5 営業日目から収益分配金交付票 と引換えに受益者に支払います。
- ・収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。
- ・受益者が、収益分配金について支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないと きは、その権利を失います。

「分配金再投資コース」

・収益分配金は、課税後、原則として毎計算期間の終了日(決算日)の翌営業日に、 累積投資契約に基づいて再投資されます。ただし、解約時に当該受益証券に帰属 する収益分配金があるときは、受益者に支払います。詳しくは販売会社にご確認 ください。

償還金に対す|受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

る請求権

- ・償還金は、原則として償還日(休業日の場合は翌営業日)から起算して 5 営業日 目から受益証券と引換えに受益者に支払います。
- ・償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。
- ・受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請 求しないときは、その権利を失います。

換金 (解約) 請求権

|受益者は、自己の有する受益証券につき、解約を請求する権利を有します。

・解約代金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。

(「6 手続等の概要 (2) 換金 (解約) 手続等」をご参照ください。)

### 第2【財務ハイライト情報】

- 1. 以下の情報は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」の財務諸表から抜粋して記載しております。
- 2. 当該財務諸表は、中央青山監査法人により監査を受けております。 なお、当該監査証明に係る監査報告書は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第 4 ファンドの経理状況」に添付されております。

\_\_\_\_\_S-FUND(3ヶ月決算)C号

### 1【貸借対照表】

(単位:円)

		前期	当期
区 分	注記	[ 平成16年 6月21日現在 ]	[ 平成16年12月20日現在 ]
	番号	金額	金額
資産の部			
流動資産			
親投資信託受益証券		1, 639, 317, 347	1, 404, 743, 763
流動資産合計		1, 639, 317, 347	1, 404, 743, 763
資 産 合 計		1, 639, 317, 347	1, 404, 743, 763
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		331, 057	141, 756
未払解約金		_	999, 241
未払受託者報酬		10, 365	8, 757
未払委託者報酬		54, 414	45, 935
その他未払費用		21, 567	18, 218
流動負債合計		417, 403	1, 213, 907
負 債 合 計		417, 403	1, 213, 907
純 資 産 の 部			
元 本			
元 本		1, 638, 899, 183	1, 403, 528, 990
剰余金			
期末剰余金		761	866
(うち分配準備積立金)		(4, 765, 424)	(7, 254, 221)
剰余金合計		761	866
純 資 産 合 計		1, 638, 899, 944	1, 403, 529, 856
負債・純資産合計		1, 639, 317, 347	1, 404, 743, 763

### 2【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

		前期	当期
区 分	注記	( 自 平成15年12月25日	( 自 平成16年 6月22日
	番号	至 平成16年 6月21日 )	至 平成16年12月20日 )
		金額	金額
経常損益の部			
営業損益の部			
営業収益			
受取利息		7	7
有価証券売買等損益		671, 438	415, 834
営業収益合計		671, 445	415, 841
営業費用			
受託者報酬		21, 081	17, 675
委託者報酬		110, 668	92, 779
その他費用		43, 879	36, 781
営業費用合計		175, 628	147, 235
営業利益		495, 817	268, 606
経常利益		495, 817	268, 606
当期純利益		495, 817	268, 606
一部解約に伴う当期純損失分配額		4, 033	1, 225
期首剰余金		332	761
剰余金増加額		122, 816	208, 885
(当期一部解約に伴う剰余金増加額)		(122, 816)	(208, 885)
分配金		622, 237	478, 611
期末剰余金		761	866

重要な会計方針

<u>ر ۲</u>	会計力針		
		前期	当期
	区 分	( 自 平成15年12月25日	( 自 平成16年 6月22日
		至 平成16年 6月21日 )	至 平成16年12月20日 )
	1. 有価証券の評価基準 (1) 親投資信託受益証券		(1) 親投資信託受益証券
	及び評価方法	移動平均法に基づき、時価で評価しておりま	同左
		す。時価評価にあたっては、親投資信託受益証	
		券の基準価額で評価しております。	
		(2) 親投資信託受益証券以外の有価証券	(2) 親投資信託受益証券以外の有価証券
		個別法に基づき、以下の通り原則として時価	同左
		で評価しております。	
		①証券取引所に上場されている有価証券	①証券取引所に上場されている有価証券
		証券取引所に上場されている有価証券は、原	同左
		則として証券取引所における特定期間末日の	
		最終相場で評価しております。	
		②証券取引所に上場されていない有価証券	②証券取引所に上場されていない有価証券
		当該有価証券については、原則として、日本	同左
		証券業協会等発表の店頭売買参考統計値 (平均	
		値)等、および証券会社、銀行等の提示する価	
		額(ただし、売気配相場は使用しない)または	
		価格提供会社の提供する価額のいずれかから	
		入手した価額で評価しております。	
		③時価が入手できなかった有価証券	③時価が入手できなかった有価証券
		適正な評価額を入手できなかった場合また	同左
		は入手した評価額が時価と認定できない事由	
		が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実	
		義務に基づいて合理的事由をもって時価と認	
		めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が	
		合理的事由をもって時価と認めた価額で評価	
		しております。	
	2. その他財務諸表作成	平成15年12月20日が休業日のため、前特定期間末	平成16年6月20日が休業日のため、前特定期間
	のための基本となる	日は平成15年12月20日以降の営業日で、翌日が営業	末日は平成16年6月21日としております。
	重要な事項	日である日のうち、平成15年12月20日に最も近い日	
		の平成15年12月24日としており、平成16年6月20日	
		が休業日のため、当特定期間末日は平成16年6月21	
L		日としております。	
_			

### 第3【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換等

受益証券の名義書換手続きおよび無記名式から記名式への、または記名式から無記名式への変更は、委託会社の定める手続きにより行うことができます。

記名式受益証券に係る名義書換手続きは委託会社(本店)にて行うものとし、受益者から請求があるときは、販売会社はこれを委託会社に取り次ぐものとします。

上記の手続きに関し、手数料はかかりません。

ただし、分配金再投資コースの場合、受益証券はすべて保護預りとなり、混蔵保管されます。

- (2) 受益者等名簿の閉鎖の時期 該当事項はありません。
- (3) 受益者等に対する特典 該当事項はありません。
- (4) 内国投資信託受益証券の譲渡制限

該当事項はありません。ただし、分配金再投資コースの場合、受益証券はすべて保護預りとなります。

### 第4【ファンドの詳細情報の項目】

(1) 「投資信託説明書(交付目論見書)」のほかに有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の 内容を記載した「投資信託説明書(請求目論見書)」が作成され、投資家の請求があるときは交付されます。

なお、「投資信託説明書(請求目論見書)」の内容は、EDINET<sup>\*1</sup>や委託会社のホームページ \*2 のほかインターネット、電子媒体等により閲覧することができます。また、電磁的方法等により提供されることがあります。詳しくは販売会社にご確認ください。

※1 "EDINET (エディネット)"は「証券取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム」の愛称です。有価証券報告書等の開示書類を、行政サービスの一環として、投資家等に対してインターネットで公開しています。

http://info.edinet.go.jp/EdiHtml/main.htm

- ※2 http://www.ufj-partners.co.jp/
- (2) 「投資信託説明書(請求目論見書)」に記載される項目の一覧は次の通りです。

······

- 第1 ファンドの沿革
- 第2 手続等
  - 1 申込(販売)手続等
  - 2 換金 (解約) 手続等
- 第3 管理及び運営
  - 1 資産管理等の概要
  - (1) 資産の評価
  - (2)保管
  - (3) 信託期間
  - (4) 計算期間
  - (5) その他
  - 2 受益者の権利等
- 第4 ファンドの経理状況
  - 1 財務諸表
  - (1) 貸借対照表
  - (2) 損益及び剰余金計算書
  - (3) 附属明細表
  - 2 ファンドの現況
- 第5 設定及び解約の実績

#### 信託約款 <sup>エステッンド</sup> S-FUND(3ヶ月決算)C号

#### 運用の基本方針

約款第 21 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

#### 1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保を目的として安定運用を行うことを基本とします。

#### 2. 運用方法

(1) 投資対象

S-FUND (3ヶ月決算)・マザーファンド受益証券、内外の公社債および短期金融資産を主要投資対象とします。

2) 投資能度

主として、S-FUND (3ヶ月決算)・マザーファンド受益証券、内外の公社債および短期金融資産へ投資し、安定した収益の確保を図ります。

実質外貨建資産については、原則としてヘッジを行い、為替 変動リスクの低減に努めることを基本とします。

ファンド全体の実質的な平均デュレーション水準が 1 年程度 以下となるよう運用を行うことを基本とします。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

#### (3) 投資制限

- ① 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下 とします。ただし、転換社債の転換および新株予約権の行使に より取得したもの等に限ります。
- ② 投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ③ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 同一銘柄の転換社債および新株予約権付社債券のうち商法第 341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものへの実 質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤ 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 30%以下とします。
- ⑥ 有価証券先物取引等は価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため行うことができます。
- ⑦ スワップ取引は効率的な運用に資するためならびに価格変動 リスクおよび為替変動リスクを回避するため行うことができます。
- ⑧ 外国為替予約取引は為替変動リスクを回避するため行うことができます。

#### 3. 収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。 ① 分配対象額は、経費等控除後の利子等収益および売買益(評

- 価益を含みます。) 等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案 して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配 を行わないことがあります。
- ③ 収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針 に基づいて運用を行います。

(信託の種類、委託者および受託者)

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、ユーエフジェイパートナーズ投信株式会社を委託者とし、ユーエフジェイ信託銀行株式会社を受託者とします。

(信託事務の委託)

第1条の2 受託者は、信託法第26条第1項に基づき、信託事務の 処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関 する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認 可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委 託することができます。

(信託の目的および金額)

第 2 条 委託者は、金4,375,184,868円を受益者のために利殖の 目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

- 第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000 億円を限度と して信託金を追加することができます。
  - ② 追加信託が行われたときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。
  - ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変 更することができます。

(信託期間)

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成 20 年 12 月 20 日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第 5 条 この信託に係る受益証券の取得申込みの勧誘は、証券取 引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信 託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募 により行われます。

(当初の受益者)

第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、 委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第 7 条の規 定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じ て、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

- 第 7 条 委託者は、第2条の規定による受益権については 4,375,184,868口に、追加信託によって生じた受益権につ いては、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数 に、それぞれ均等に分割します。
  - ② 委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権 を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

- 第 8 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額 に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とし ます。
  - ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
  - ③ 第30条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第 9 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより 差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行)

第 10 条 委託者は、第7条の規定により分割された受益権を表示 する収益分配金交付票付の無記名式の受益証券を発行し ます。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

- 第 11 条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、 その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受 託者の認証を受けなければなりません。
  - ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

(受益証券の申込単位および価額)

- 第 12 条 委託者の指定する証券会社(証券取引法第2条第9項に 規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2 条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。) および登録金融機関(証券取引法第65条の2第3項に規 定する登録金融機関をいいます。以下同じ。) は、第10 条の規定によって発行される受益証券について、その取 得申込者に対し、第41条に規定する各計算期間終了日(こ の信託の信託期間の終了日を除きます。以下本項におい て同じ。)を取得申込受付日として、10万円以上1口単 位をもって取得の申込みに応じることができます。ただ し、委託者の指定する証券会社および登録金融機関と別 に定める累積投資契約約款にしたがって契約(以下「別 に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に限 り、第41条に規定する各計算期間終了日を取得申込受付 日として、1口の整数倍をもって取得の申込みに応じるこ とができます。
  - ② 委託者は、証券取引所等における取引の停止、外国為 替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、 前項による受益証券の取得申込みの受付けを中止するこ とおよびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消 すことができます。
  - ③ 委託者は、前項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受け付けるものとします。
  - ④ 第1項の場合の受益証券の価額は、取得申込受付日の 基準価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日で ある場合の受益証券の価額は、1口につき1円とします。
  - ⑤ 前項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に 基づいて収益分配金を再投資する場合の受益証券の価額 は、第41条に規定する各計算期間終了日の基準価額とし ます。

(受益証券の種類)

- 第 13 条 委託者が発行する受益証券は、1 万口券、5 万口券、10 万口券、100 万口券、500 万口券、1,000 万口券、5,000 万口券の7種類とします。
  - ② 前項に規定するもののほか、委託者は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券を発行することができます。

(受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続)

- 第 14 条 委託者は、受益者が委託者の定める手続によって請求したときは、無記名式の受益証券と引換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引換えに無記名式の受益証券を交付します。
  - ② 記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続によって名義書換を委託者に請求することができます。
  - ③ 前項の規定による名義書換の手続は、第41条に規定する毎計算期間終了日の翌日から15日間停止します。

(記名式の受益証券譲渡の対抗要件)

第 15 条 記名式の受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換 によらなければ、委託者および受託者に対抗することが できません。

(無記名式の受益証券の再交付)

第 16 条 委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、公 示催告による除権判決の謄本を添え、委託者の定める手 続により再交付を請求したときは、無記名式の受益証券 を再交付します。

(記名式の受益証券の再交付)

第 17 条 委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託 者の定める手続により再交付を請求したときは、記名式 の受益証券を再交付します。

(受益証券を毀損した場合等の再交付)

第 18 条 委託者は、受益証券を毀損または汚損した受益者が、当 該受益証券を添え、委託者の定める手続により再交付を 請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真 偽を鑑別しがたいときは、前2条の規定を準用します。

(受益証券の再交付の費用) 第 19 条 委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に対し て実費を請求することができます。

(運用の指図範囲等)

第 20 条 委託者は、信託金を、主として、ユーエフジェイパート ナーズ投信株式会社を委託者とし、ユーエフジェイ信託 銀行株式会社を受託者とするS-FUND(3ヶ月決 算)・マザーファンド(以下「マザーファンド」といい ます。)の受益証券のほか、次の有価証券に投資するこ とを指図します。

- 1. 転換社債の転換、新株予約権の行使、株主割当および社債権者割当により取得した株券
- 2. 国債証券
- 3. 地方債証券
- 4. 特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった 新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)
- 6. コマーシャル・ペーパー
- 7. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、 前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 8. 投資信託または外国投資信託の受益証券(証券取引 法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券 (証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものを いいます。)
- 10. 外国貸付債権信託受益証券(証券取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。)
- 11. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 12. 貸付債権信託受益権 (証券取引法第2条第2項第1 号で定めるものをいいます。)
- 13. 外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券および第7号の証券または証書の うち第1号の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券および第7号の証券 または証書のうち第2号から第5号までの証券の性質を 有するものを以下「公社債」といい、第8号ならびに第9 号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、 次に掲げる金融商品により運用することを指図すること ができます。
  - 1. 預金
  - 2. 指定金銭信託
  - 3. コール・ローン
  - 4. 手形割引市場において売買される手形
  - 5. 抵当証券
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、 償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必 要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号 から第4号までに掲げる金融商品により運用することの 指図ができます。
  - ④ 委託者は、信託財産に属する株式(株式を組入可能な投資信託証券を含みます。以下本項および第5項において同じ。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- ⑥ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。以下同じ。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑦ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

(運用の基本方針)

第 21 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(投資する株式の範囲)

- 第 22 条 委託者が投資することを指図する株式は、証券取引所に 上場されている株式の発行会社の発行するものおよび証 券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発 行会社の発行するものとします。ただし、株主割当また は社債権者割当により取得する株式についてはこの限り ではありません。
  - ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の 株式で目論見書等において上場または登録されることが 確認できるものについては委託者が投資することを指図

することができます。

(同一銘柄の株式への投資制限)

- 第 23 条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の 株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当 該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額 との合計額が信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超え ることとなる投資の指図をしません。
  - ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

- 第 24 条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変 動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における 有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価 証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれ らの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をす ることができます。なお、選択権取引はオプション取引 に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)。
  - 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
  - 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受け取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、および組入抵当証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券および組入抵当証券に係る利払金および償還金等ならびに第20条第2項第1号から第4号までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
  - 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
  - ② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを 回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物 取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引 およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をす ることができます。
    - 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジの対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジの対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジの対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。)との合計額の範囲内とします。
    - 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付け の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、 外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
    - 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
  - ③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを 回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物 取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけ るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指 図をすることができます。
    - 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券および組入抵当証券の利払金および償還金等ならびに第20条第2項第1号から第4号までに掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
    - 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付け の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受

け取る組入有価証券および組入抵当証券に係る利払金および償還金等ならびに第20条第2項第1号から第4号までに掲げる金融商品で運用している額(以下本号において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入貸付債権信託受益証券および外国貸付債権信託受益証券および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

- 第 25 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
  - ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
  - ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
  - ④ 前項においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
  - ⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場 実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとしま す
  - ⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

- 第 26 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および 新株予約権付社債券のうち商法第 341 条の 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがあるもの(以下、本条において 「転換社債等」といいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債等の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産 の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指 図をしません。
  - ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債等の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

- 第 27 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託 財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸 し付けることの指図をすることができます。
  - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価 合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。
  - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の

額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

- ② 前項各号に規定する限度額を超えることとなった場合 には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約 の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(外貨建資産への投資制限)

- 第 28 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産(外貨建資産を組入可能な投資信託証券を含みます。以下本条において同じ。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により100分の30を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。
  - ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第 29 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支 上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限 されることがあります。

(外国為替予約取引の指図)

- 第 30 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産(マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。)について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
  - ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

(保管業務の委任)

第 31 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産 を外国で保管する場合には、その業務を行うに充分な能 力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、 これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第 32 条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。 (混蔵寄託)

第 33 条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等 について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得し た外国において発行された譲渡性預金証書またはコマー シャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保 管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会 社の名義で混蔵寄託できます。

第 34 条 削除

(信託財産の表示および記載の省略)

第 35 条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受 託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載 をしません。

(有価証券売却等の指図)

第 36 条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券 に係る信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図が できます。

(再投資の指図)

第 37 条 委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有 価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等 に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再 投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

- 第 38 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
  - ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、 受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する 有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への

解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から 収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、 資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 39 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

- 第 40 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株 発行または株主割当がある場合で、委託者の申出がある ときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
  - ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清 算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およ びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見 積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて 信託財産に繰り入れることができます。
  - ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

- 第 41 条 この信託の計算期間は、毎年3月21日から6月20日まで、6月21日から9月20日まで、9月21日から12月20日まで、および12月21日から翌年3月20日までとすることを原則とします。
  - ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)もしくはその翌日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で、翌日が営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は平成10年12月22日から平成11年3月23日までとし、最終計算期間の終了日は第4条に規定するこの信託の信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

- 第 42 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関 する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
  - ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用および監査報酬)

- 第 43 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用 および受託者の立て替えた立替金の利息(以下「諸経費」 といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から 支弁します。
  - ② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。) に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から 支弁します。

(信託報酬等)

- 第 44 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 41 条に規 定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に 第 2 項に掲げる率(以下「信託報酬率」といいます。) を乗じて得た額とします。
  - ② 前項の信託報酬率は、第41条に規定する計算期間を通じて毎日、当該日の属する月の前月(当該日が、当該日の属する月における最終営業日の翌日以降当該日の属する月の最終日までにあたる日である場合には、当該日の属する月とします。以下本項において同じ。)の最終5営業日における無担保コール翌日物レートの平均値に応じて以下に定める率とします。なお、当該信託報酬率は当該日の属する月の前月の最終営業日の翌日より当該日の属する月(当該日が、当該日の属する月における最終営業日の翌日以降当該日の属する月の最終日までにあたる日である場合には、当該日の属する月の翌月とします。以下本項において同じ。)の最終営業日まで適用するものとします。

当該平均値が 0.020%未満の場合 ・・・・年 10,000 分の 1.5 以下

0.030%未満の場合 ・・・・年 10,000 分の 2 以下 0.040%未満の場合 ・・・・年 10,000 分の 2.5 以下 0.050%未満の場合 ・・・・年 10,000 分の 3 以下 0.075%未満の場合 ・・・・年 10,000 分の 5 以下 0.10%未満の場合・・・・・年10,000分の7.5以下 0.20%未満の場合・・・・・年10,000分の12.5以下 0.30%未満の場合・・・・・年10,000分の17.5以下 0.40%未満の場合・・・・・年10,000分の20以下 0.50%未満の場合・・・・・年10,000分の22.5以下 1.00%未満の場合・・・・・年 10,000 分の 25 以下 2.00%未満の場合・・・・・年10,000分の30以下 3.00%未満の場合・・・・・年10,000分の35以下 3.50%未満の場合・・・・・年10,000分の40以下 4.00%未満の場合・・・・・年 10,000 分の 45 以下 4.50%未満の場合・・・・・年10,000分の50以下 5.00%未満の場合・・・・・年 10,000 分の 55 以下 5.50%未満の場合・・・・・年10,000分の60以下 6.00%未満の場合・・・・・年 10,000 分の 65 以下 6.50%未満の場合・・・・・年10,000分の70以下 7.00%未満の場合・・・・・年10,000分の75以下 7.50%未満の場合・・・・・年 10,000 分の 80 以下 8.00%未満の場合・・・・・年10,000分の85以下 8.50%未満の場合・・・・・年10,000分の90以下 9.00%未満の場合・・・・・年10,000分の95以下 9.50%未満の場合・・・・・年 10,000 分の 100 以下

③ 第1項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

9.50%以上の場合・・・・・年10,000分の105以下

④ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信 託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

#### (収益の分配)

- 第 45 条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方 法により処理します。
  - 1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
  - 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
  - ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、 次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに 関する受託者の免責)

- 第 46 条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除して得た額をいいます。以下同じ。)については第47条第3項に規定する支払開始日の前営業日までに、一部解約金(第49条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)については第47条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者に交付しませ
  - ② 受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する 支払いにつき、その責を負わないものとします。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

- 第 47 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者 の指定する日から収益分配金交付票と引換えに受益者に 支払います。
  - ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて 収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者は、 原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配 金を委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交 付します。この場合、委託者の指定する証券会社および

登録金融機関は、当該収益分配金をこの信託の受益証券の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益証券の取得の申込みに応じたものとします。ただし、第49条第2項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益証券に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。

- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに受益者に支払います。
- ④ 一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算 して、原則として、4営業日目から受益者に支払います。
- ⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、 償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する 証券会社および登録金融機関の営業所等において行うも のとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整 金は、原則として、受益者毎の信託時の受益証券の価額 等に応じて計算されるものとします。
- ① 記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその 印影を届け出るものとし、第 1 項の場合には収益分配金 受領証に、第 3 項の場合には償還金受領証に、第 4 項の 場合には委託者の定める手続により、記名し届出印を押 捺するものとします。
- ⑧ 委託者は、前項の規定により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金、償還金および一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害について、その責を負わないものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第 48 条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する 支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、な らびに信託終了による償還金については前条第3項に規 定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないと きは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受け た金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

- 第 49 条 受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に 1 ロ単位をもって一部解約の実行を請求することができま す
  - ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
  - ③ 前項の一部解約の価額は、次の通りとします
    - 1. 一部解約の実行の請求を受け付けた日が、第41条に 規定する各計算期間終了日の場合には、当該一部解約 請求受付日の基準価額とします。
    - 2. 一部解約の実行の請求を受け付けた日が、前号に規定する日以外の場合には、当該一部解約請求受付日の基準価額から当該基準価額に 0.5%の率を乗じて得た信託財産留保額を控除した価額とします。
  - ④ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、 委託者の指定する証券会社および登録金融機関に対し、 受益証券をもって行うものとします。
  - ⑤ 委託者は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
  - ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。
  - ⑦ 委託者は、信託契約締結日から3年を経過した日以降において、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

(信託契約の解約)

第 50 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監

督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は 一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付 記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものと します。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の 口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1 項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照ら し、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、 第3項の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および 書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第 51 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を 変更しようとするときは、第55条の規定にしたがいます。 (委託者の認可取消等に伴う取扱い)
- 第 52 条 委託者が監督官庁より認可の取消しを受けたとき、解散 したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この 信託契約を解約し、信託を終了させます。
  - ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に 関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐ ことを命じたときは、この信託は、第55条第4項に該当 する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間 において存続します。

(委託者の営業の譲渡および承継に伴う取扱い)

- 第 53 条 委託者は、営業の全部または一部を譲渡することがあり、 これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡すること があります。
  - ② 委託者は、分割により営業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を承継させることがあります。

(受託者の辞任に伴う取扱い)

- 第 54 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第 55 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。
  - ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

- 第 55 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、また はやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の うえ、この信託約款を変更することができるものとし、 あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督 官庁に届け出ます。
  - ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
  - ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は 一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付 記します。なお、一定の期間は 1 ヵ月を下らないものと します。
  - ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
  - ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたと きは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、こ れらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られ

たる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款 に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、 原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第 56 条 第 50 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 50 条第 3 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

(信託期間の延長)

第 57 条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者 に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信 託期間を延長することができます。

(公告)

第 58 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 59 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託 者と受託者との協議により定めます。

付 則

- 第 1 条 この約款において「累積投資契約」とは、この信託について受益証券取得申込者と委託者の指定する証券会社および登録金融機関が締結する「累積投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「累積投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。
- 第 2 条 第47条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成12年3月31日以前の取得申込みに係る受益権の信託時の受益証券の価額は、委託者が計算する平成12年3月31日の平均信託金(信託金総額を総口数で除して得た額)とみなすものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 10 年 12 月 22 日

委 託 者 ユーエフジェイパートナーズ投信株式会社

受 託 者 ユーエフジェイ信託銀行株式会社

#### S-FUND(3ヶ月決算)・マザーファンド

#### 運用の基本方針

約款第 13 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

#### 1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保を目的として安定運用を行うことを基本とします。

#### 2. 運用方法

(1) 投資対象

内外の公社債および短期金融資産を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主として内外の公社債および短期金融資産へ投資し、安定した収益の確保を図ります。

外貨建資産については、原則としてヘッジを行い、為替変動 リスクの低減に努めることを基本とします。

ファンド全体の平均デュレーション水準が1年程度以下となるよう運用を行うことを基本とします。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用 が行えない場合があります。

#### (3) 投資制限

- ① 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。ただし、転換社債の転換および新株予約権の行使により取得したもの等に限ります。
- ② 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5% 以下とします。
- ③ 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の 純資産総額の5%以下とします。
- ④ 同一銘柄の転換社債および新株予約権付社債券のうち商法第 341 条の 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがあるものへの投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ⑤ 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- ⑥ 有価証券先物取引等は価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため行うことができます。
- ⑦ スワップ取引は効率的な運用に資するためならびに価格変動 リスクおよび為替変動リスクを回避するため行うことができます。
- ⑧ 外国為替予約取引は為替変動リスクを回避するため行うことができます。

#### 3. 収益分配方針

信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配を行いません。

(信託の種類、委託者および受託者)

第 1 条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得 させることを目的とする証券投資信託であり、ユーエフ ジェイパートナーズ投信株式会社を委託者とし、ユーエ フジェイ信託銀行株式会社を受託者とします。

#### (信託事務の委託)

第1条の2 受託者は、信託法第26条第1項に基づき、信託事務の 処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関 する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認 可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委 託することができます。

(信託の目的および金額)

第 2 条 委託者は、金4,375,184,868円を受益者のために利殖の 目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

#### (信託金の限度額)

- 第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆5,000億円を限 度として信託金を追加することができます。
  - ② 追加信託が行われたときは、受託者はその引受けを証 する書面を委託者に交付します。
  - ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第39条第1項 および第2項、第42条第1項、第43条第1項または第 45条第2項の規定による信託期間終了日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第 5 条 この信託に係る受益証券の取得申込みの勧誘は、投資信 託及び投資法人に関する法律第2条第14項で定める適格 機関投資家私募により行われます。

(受益者)

第 6 条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益 証券を投資対象とするユーエフジェイパートナーズ投信 株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む 銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

- 第 7 条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については 4,375,184,868 口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
  - ② 委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権 を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

- 第 8 条 追加信託金は、追加信託を行う日の追加信託または信託契約の一部解約(以下「一部解約」といいます。)の処理を行う前の信託財産の資産総額(信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た額。)から負債総額を控除して得た金額(以下「純資産総額」といいます。)を追加信託または一部解約を行う前の受益権総口数で除して得た金額に、当該追加に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
  - ② 第22条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第 9 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより 差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

- 第 10 条 委託者は、第7条の規定により分割された受益権を表示 する記名式の受益証券を発行します。
  - ② 委託者が発行する受益証券は、1 ロの整数倍の口数を表示した受益証券とします。
  - ③ 受益者は、当該受益証券を他に譲渡することができません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第 11 条 委託者は、前条第1項の規定により受益証券を発行する ときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合す る旨の受託者の認証を受けなければなりません。 ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

#### (運用の指図範囲等)

- 第 12 条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券に投資する ことを指図します。
  - 1. 転換社債の転換、新株予約権の行使、株主割当および社債権者割当により取得した株券
  - 2. 国債証券
  - 3. 地方債証券
  - 4. 特別の法律により法人の発行する債券
  - 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)
  - 6. コマーシャル・ペーパー
  - 7. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
  - 8. 投資信託または外国投資信託の受益証券(証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
  - 9. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券 (証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものを いいます。)
  - 10. 外国貸付債権信託受益証券(証券取引法第2条第1 項第10号で定めるものをいいます。)
  - 11. 預託証書 (証券取引法第 2 条第 1 項第 10 号の 3 で定めるものをいいます。)
  - 12. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  - 13. 貸付債権信託受益権 (証券取引法第2条第2項第1 号で定めるものをいいます。)
  - 14. 外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有する

なお、第 1 号の証券および第 7 号ならびに第 11 号の証券または証書のうち第 1 号の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、第 2 号から第 5 号までの証券および第 7 号ならびに第 11 号の証券または証書のうち第 2 号から第 5 号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第 8 号ならびに第 9 号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、 次に掲げる金融商品により運用することを指図すること ができます。
  - 1. 預金
  - 2. 指定金銭信託
  - 3. コール・ローン
  - 4. 手形割引市場において売買される手形
  - 5. 抵当証券
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、 償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必 要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号 から第4号までに掲げる金融商品により運用することの 指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する株式(株式を組入可能な 投資信託証券を含みます。)の時価総額が信託財産の純 資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図を しません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額 が信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとな る投資の指図をしません。

# (運用の基本方針)

第 13 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

#### (投資する株式の範囲)

- 第 14 条 委託者が投資することを指図する株式は、証券取引所に 上場されている株式の発行会社の発行するものおよび証 券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発 行会社の発行するものとします。ただし、株主割当また は社債権者割当により取得する株式についてはこの限り ではありません。
  - ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができます。

#### (同一銘柄の株式への投資制限)

第 15 条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の 株式の時価総額が信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を 超えることとなる投資の指図をしません。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

- 第 16 条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)。
  - 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
  - 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受け取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、および組入抵当証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券および組入抵当証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
  - 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
  - ② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを 回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物 取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引 およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をす ることができます。
    - 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付け の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて ヘッジの対象とする外貨建資産の時価総額の範囲内と します。
    - 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付け の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、 外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
    - 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
  - ③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを 回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物 取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけ るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指 図をすることができます。
    - 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券および組入抵当証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号までに掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
    - 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付け の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受 け取る組入有価証券および組入抵当証券に係る利払金 および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4 号までに掲げる金融商品で運用している額(以下本号 において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲 内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、 信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能 額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以 下同じ。) に信託財産が限月までに受け取る外貨建組 入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および外貨 建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加 えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合に は外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け 取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等 を加えた額を限度とします。
    - 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に

係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産 の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

- 第 17 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
  - ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
  - ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
  - ④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場 実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとしま す。
  - ⑤ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第 18 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および 新株予約権付社債券のうち商法第 341 条の 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがあるものの時価総額が信託財産 の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指 図をしません。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

- 第 19 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託 財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸 し付けることの指図をすることができます。
  - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価 合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50% を超えないものとします。
  - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の 額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額 面金額の合計額を超えないものとします。
  - ② 前項各号に規定する限度額を超えることとなった場合 には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約 の一部の解約を指図するものとします。
  - ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたと きは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(外貨建資産への投資制限)

第 20 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産(外貨建資産を 組入可能な投資信託証券を含みます。)の時価総額が信 託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投 資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等によ り100分の30を超えることとなった場合には、速やかに これを調整します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第 21 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支 上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限 されることがあります。

(外国為替予約取引の指図)

第 22 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該 外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替 の売買の予約取引の指図をすることができます。

(保管業務の委任)

第 23 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産 を外国で保管する場合には、その業務を行うに充分な能 力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、 これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第 24 条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第 25 条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等 について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得し た外国において発行された譲渡性預金証書またはコマー シャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保 管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会 社の名義で混蔵寄託できます。

第 26 条 削除

(信託財産の表示および記載の省略)

第 27 条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受 託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載 をしません。

(有価証券売却等の指図)

第 28 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 29 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る 償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、 株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの 指図ができます。

(損益の帰属)

第 30 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

- 第 31 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株 発行または株主割当がある場合で、委託者の申出がある ときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
  - ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
  - ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

- 第 32 条 この信託の計算期間は、毎年12月21日から翌年12月 20日までとすることを原則とします。
  - ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)もしくはその翌日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で、翌日が営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は平成10年12月22日から平成11年12月20日までとし、最終計算期間の終了日は第4条に規定するこの信託の信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

- 第 33 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関 する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
  - ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します

(信託事務の諸費用)

第 34 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用 および受託者の立て替えた立替金の利息(以下「諸経費」 といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から 支弁します。

(信託報酬)

第 35 条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を 収受しません。

(利益の留保)

第 36 条 信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中 に留保し、期中には分配を行いません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第 37 条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本 に相当する金額との差額を、追加信託にあっては追加信 託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理 します。

(信託契約の一部解約)

- 第 38 条 委託者は、受益者の請求があった場合には、信託の一部 を解約します。
  - ② 解約金は、一部解約を行う日の一部解約または追加信託の処理を行う前の信託財産の純資産総額を一部解約または追加信託を行う前の受益権総口数で除して得た金額に、当該一部解約に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

(信託契約の解約)

第 39 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、また

- はやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の うえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることが できるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監 督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は 一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付 記します。なお、一定の期間は 1 ヵ月を下らないものと します。
- ⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

- 第 40 条 受託者は、信託が終了したときは、償還金(信託終了時 における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除して 得た額をいいます。以下同じ。)の全額を委託者に交付 します。
  - ② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後には、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとします。

(償還金の支払いの時期)

第 41 条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証 券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第 42 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を 変更しようとするときは、第46条の規定にしたがいます。 (委託者の認可取消等に伴う取扱い)
- 第 43 条 委託者が監督官庁より認可の取消しを受けたとき、解散 したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この 信託契約を解約し、信託を終了させます。
  - ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に 関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐ ことを命じたときは、この信託は、第46条第4項に該当 する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間 において存続します。

(委託者の営業の譲渡および承継に伴う取扱い)

- 第 44 条 委託者は、営業の全部または一部を譲渡することがあり、 これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡すること があります。
  - ② 委託者は、分割により営業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を承継させることがあります。

(受託者の辞任に伴う取扱い)

- 第 45 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第 46 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。
  - ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、 この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第 46 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、また はやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の うえ、この信託約款を変更することができるものとし、 あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督 官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は 一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付 記します。なお、一定の期間は 1 ヵ月を下らないものと します。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の 口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1 項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第 47 条 第 39 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 39 条第 4 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付)

第 48 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 28 条 第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第 49 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 33 条 に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

- 第 50 条 委託者が行う公告は、日本経済新聞に掲載します。 (信託約款に関する疑義の取扱い)
- 第 51 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託 者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 10 年 12 月 22 日

委 託 者 ユーエフジェイパートナーズ投信株式会社

受 託 者 ユーエフジェイ信託銀行株式会社

# 用語集

あ行

委託会社	ファンドの発行者であり、受託会社と締結した信託契約に基づいて、運用指図およ
	びファンドの運営・管理を行います。
運用報告書	委託会社が作成し、受益者に運用実績、運用状況、運用方針等を受益者にお知らせする書面です。原則として、ファンドの計算期間毎に作成し、販売会社を通じて各
	受益者へお渡しします。

か行

<u>_ か行</u>	
買取り	ファンドの換金方法の一つで、受益証券を販売会社に買い取ってもらうことにより
	換金する方法をいいます。
解約(一部解約)	ファンドの換金方法の一つで、信託契約の一部を解約することにより換金する方法
	をいいます。
解約価額	解約による換金に際して用いられるファンドの価額をいいます。解約請求受付日(一
	部のファンドでは、解約請求受付日の翌営業日)の基準価額から信託財産留保額を
	差し引いた額となります。なお、信託財産留保額のないファンドもあります。
換金(解約)手数料	ファンドによっては、換金(解約)の際に手数料をいただくしくみとしている場合
	があります。この手数料を換金(解約)手数料といい、この手数料は販売会社に支
	払われます。
換金乗換優遇措置	追加型投資信託の信託終了日の1年前以内で販売会社が定める日以降に換金された
	その追加型投資信託の換金代金をもって、販売会社が定める期間以内にその支払い
	を行った販売会社で特定のファンドを取得する場合に、申込手数料が無手数料また
	は割引手数料となることをいいます。販売会社により優遇措置の適用の有無、内容
	等は異なる場合があります。
基準価額	ファンドの1口当たりの評価額をいい、原則として委託会社の毎営業日に計算され
	ます。
(信託財産の純資産総額)	基準価額=信託財産の純資産総額÷受益権総口数
(受益権総口数)	ファンドによっては、便宜上1万口当たりで表示されることがあります。
	「信託財産の純資産総額」とは、資産総額(株式や公社債等の組入資産を原則とし
	て時価評価したもの)からファンドの負債総額(運用経費等)を差し引いた金額で
	す。
	「受益権総口数」とは、計算日におけるファンドの総口数です。
クローズド期間	ファンドによっては、原則として換金(解約)できない一定期間を設けることがあ
	り、この期間をクローズド期間といいます。
計算期間	ファンドの損益を計算するうえでの単位期間をいい、ファンド毎に定められます。
	原則として1年または6ヵ月とすることが一般的です。
	各計算期間の末日が決算日であり、決算日にその計算期間の収益を計算し、収益分
	配方針にそって収益分配額が決定されます。また、通常、決算日を基準として、運
	用報告書の作成を行うなど、運用状況の報告が行われます。
個別元本	受益者毎のファンド取得時の単価をいいます(申込手数料(税込)は含まれません)。
	なお、複数回取得した場合は、追加取得のつど、取得口数に応じて加重平均されま
	す。
L	•

さ行

<u></u>	
時価による評価	ファンドの組入資産に関する基本的な評価方法で、株式や債券などの各市場におけ
	る値段(終値)をもって、その証券を評価することをいいます。
受益者	ファンドを取得した保有者のことです。受益者は、保有する口数に応じて、収益分
	配金や償還金に対する請求権、換金(解約)請求権等の権利を有しています。
受益証券(受益権)	ファンドを保有する受益者としての権利が受益権であり、その受益権を券面の形で
	表示したものが受益証券です。
	受益証券は、原則として無記名式の有価証券です。
	受益証券は、一般的には販売会社において保管(保護預り)されます。
受託会社	委託会社と締結した信託契約に基づいて、ファンドの信託財産の保管・管理等を行
	う信託銀行を受託会社といいます。
償還	信託期間が終了することを償還といい、信託期間の末日を償還日といいます。なお、
	定められた信託期間中であっても、ファンドの規模が小さくなった場合など、期日
	を繰り上げて償還することがあります。
	償還の際、信託財産は清算され、その償還金は原則として償還日(休業日の場合は
	翌営業日) から起算して5営業日目以降に販売会社において受益者に支払われます。
償還価額	償還日におけるファンドの価額をいいます。償還価額をもとに、各受益者へお支払
	いする償還金が計算されます。
償還乗換優遇措置	取得申込受付日の属する月の前3ヵ月以内に償還となった投資信託の償還金等をも
	って、その支払いを行った販売会社で特定のファンドを取得する場合に、申込手数
	料が無手数料または割引手数料となることをいいます。販売会社により優遇措置の
	適用の有無、内容等は異なる場合があります。

償却原価法による評価	ファンドの組入資産のうち残存期間1年以内の公社債等について取り得る評価方法
	で、取得価額と償還価額の差額を日割計算することにより、その証券を評価するこ
	とをいいます。
信託期間	ファンド毎に定められたファンドの存続期間をいいます。委託会社は受託会社と合
	意のうえ、所定の手続きにより、信託期間を変更することができます。
信託金限度額	ファンド毎に定められたファンド規模の上限額をいいます。委託会社は受託会社と
	合意のうえ、この限度額を変更することができます。
信託財産	ファンドとして運用される資産のことをいいます。信託財産は、受託会社により保
	管・管理されます。
信託財産留保額	ファンドを換金する際に受益者が負担し、信託財産に留保される金額で、ファンド
	毎に定められています。なお、信託財産留保額のないファンドもあります。換金に
	よる資産減少にファンドが対応するためのコストを事前にご負担いただくことで、
	換金した受益者と保有を継続する受益者とのコスト面の公平性を確保する趣旨のも
	のです。ファンドの取得時にご負担いただくファンドもあります。
信託報酬	ファンドの運営・管理にかかる費用であり、信託約款に規定された料率により日々
	計算され、信託財産中からご負担いただきます。信託報酬は、ファンド運営上の役
	割に応じて委託会社・受託会社・販売会社に支払われます。
信託約款	ファンド毎に、信託約款において、運営・管理上の基本となる運用方針や仕組み等
	が定められています。信託約款は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づ
	いて作成され、その内容については、あらかじめ監督官庁に届出が行われます。
	委託会社と受託会社は、この信託約款に基づいて信託契約を締結し、ファンドの運
	営・管理を行います。
スイッチング	複数ファンドで構成されるファンド(グループ)において、あるファンドを換金す
	ると同時にグループ内の他のファンドへの取得申込みを行うことをいいます。スイ
	ッチングの際の取得申込みは、無手数料や割引手数料となる場合があります。

た行

投資信託説明書(交付目論見書)	募集中のファンドについて、投資家の投資判断に最低限必要と考えられる情報(お申込みに際して必要な申込要領、運用方針、費用等)が記載された文書のことをいいます。証券取引法に基づき作成される目論見書であり、原則として投資家に交付されます。
投資信託説明書(請求目論見書)	
特別分配金	追加型株式投資信託の収益分配金には、「普通分配金」と「特別分配金」との区分があります。「特別分配金」は、受益者毎の個別元本に応じて計算され、元本の一部払戻しの性格をもつため非課税扱いとなります。

は行

販売会社	ファンドの販売を行う会社(証券会社や銀行・生保・損保等の金融機関)をいいま
	す。販売会社は、募集の取扱いのほか、換金(解約)の取扱い、収益分配金・償還
	│金の支払いの取扱い等を行い、ファンドに関する投資家への窓口となります。
ファミリーファンド方式	複数のファンドの資金をまとめて効率的に運用するためのしくみをいいます。
	投資家が取得するファンドを「ベビーファンド」といい、複数のベビーファンドの
(ベビーファンド)	資金をまとめて運用するためのファンドを「マザーファンド」といい、全体のしく
(マザーファンド)	みを「ファミリーファンド方式」といいます。
	この場合、実質的な運用はマザーファンドにおいて行われ、その運用成果がベビー
	ファンドを通じて受益者の損益に反映されます。
普通分配金	追加型株式投資信託の収益分配金には、「普通分配金」と「特別分配金」との区分
	があります。「普通分配金」は、収益分配金から特別分配金を差し引いた額をいい、
	運用収益の分配として課税扱いとなります。
分配金再投資(累積投資)	ファンドが収益分配を行うつど、その課税処理後の収益分配金を同一のファンドに
	│速やかに再投資するしくみをいいます。収益分配金を再投資するか(分配金再投資 │
(分配金受取りコース)	コース)、収益分配金を受け取ることとするか(分配金受取りコース)については、
(分配金再投資コース)	┃投資家がファンドの取得申込時に選択します。ただし、分配金再投資専用としてい┃
	るファンドや、分配金再投資の取扱いを行わないこととしているファンドもありま
	す。
	分配金再投資とする場合は、投資家と販売会社とで分配金再投資に関する取決めを
	行います。
ベンチマーク	ファンドの運用を行うにあたり、基準とする指標をいいます。
	ベンチマークが定められている場合は、目論見書に記載されます。
保護預り	販売会社等が保護預り契約に基づいて受益者の受益証券を預かり、保管することを
	いいます。

ま行

0,13	
申込手数料	ファンドの取得申込みの際に投資家が販売会社に支払う手数料です。
	申込手数料はファンド毎に販売会社がそれぞれ独自に定めています。

# ェス ファンド SーFUND(3ヶ月決算)C号

(愛称:マネーシャトルC号)

# 投資信託説明書 (請求目論見書)

2005年2月

# UFJパートナーズ投信

- ※ 本書は証券取引法第13条の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。
- ※ お申込みの際は、本書以外にすでに交付されている投資信託説明書(交付目論見書)をよく お読みいただき、当ファンドの内容をご理解のうえ、お申込みください。

- 当ファンドの受益証券の価額は、債券等の有価証券市場の相場変動、先物取引市場の相場 変動、組入有価証券の発行者の信用状況の変化、為替市場の相場変動、金利の変動等の影 響により変動し、下落する場合があります。したがって、投資家のみなさまの投資元金が 保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。
- 運用により信託財産に生じた損益はすべて投資家のみなさまに帰属します。

# 次

第 1	ファンドの沿革		3
第2	手続等		3
	申込(販売)手続等 換金(解約)手続等	申込単位、申込価額、申込手数料 など 解約単位、解約価額 など	3
第3	管理及び運営		4
	資産管理等の概要 受益者の権利等	資産の評価、保管、信託期間、計算期間 など 受益者の権利 など	4 6
第4	ファンドの経理状況	ファンドの財務諸表、現況 など	7
第5	設定及び解約の実績		16

エス ファンド S-FUND(3ヶ月決算)C号の受益証券の 募集については、委託会社は、証券取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届 出書を平成17年2月21日に関東財務局長に提出 しており、平成17年2月22日にその効力が生じ ております。

発行者名

ユーエフジェイパートナーズ投信株式会社 (商号 UFJパートナーズ投信株式会社)

代表者の役職氏名 本店の所在の場所 有価証券届出書の写し

代表取締役社長 宮崎晃一 東京都中央区日本橋2丁目3番4号

該当事項はありません。 を縦覧に供する場所のコザスはめりょうにん。

- ■投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対 象ではありません。
- ■証券会社以外の金融機関は、投資者保護基金に加入しておりません。

# 第1【ファンドの沿革】

平成10年12月22日 設定日、信託契約締結、運用開始

委託会社を東海投信投資顧問株式会社からパートナーズ投信株式会社(平 平成 13 年 4 月 1 日

成13年4月2日にUFJパートナーズ投信株式会社に商号変更)に変更

# 第2【手続等】

# 1【申込(販売)手続等】

【甲込(販売)手続	;专】
申込みの受付	原則として、いつでも申込みができます。
	ただし、取得申込受付日はファンドの各計算期間終了日(決算日)に限定されま
	す。
申込単位	販売会社が定める単位
申込価額	取得申込受付日(決算日)の基準価額
申込価額の	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
算出頻度	
申込単位・	申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。
申込価額の	また、下記においてもご照会いただけます。
照会方法	UFJパートナーズ投信株式会社
	電話番号 03-3277-9639
	(受付時間:委託会社の毎営業日の午前9時~午後5時)
	なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。
	ホームページアドレス http://www.ufj-partners.co.jp/
申込手数料	ありません。
申込方法	受益証券取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものと
	します。
	なお、申込みには分配金受取りコースと分配金再投資コースがあり、分配金再投
	資コースを選択する場合には、受益証券取得申込者と販売会社との間で別に定め
	る累積投資契約 (販売会社によっては別の名称で同様の権利義務関係を規定する
	契約を使用する場合があり、この場合は当該別の名称に読み替えます。) を締結
	するものとします。申込みコースの取扱いは販売会社により異なる場合がありま
	すので、販売会社にご確認ください。
	また、分配金再投資コースを選択する場合、取得する受益証券はすべて保護預り
	となります。
申込受付	各計算期間終了日に限り、原則、午後3時(半日営業日は午前11時)までに受
時間	け付けた取得申込み(当該申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了
	したもの)を当日の申込みとします。当該時刻を過ぎての申込みは、翌営業日に
	受け付けたものとして取り扱います。なお、販売会社によっては、上記より早い
	時刻に取得申込みを締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社
	にご確認ください。
	(注) 半日営業日とは東京証券取引所の半休日をいいます。
その他	追加設定は、取得申込受付日の翌日に行います。
	証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事
	情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得
	申込みを取り消すことがあります。
-	

# 2【換金(解約)手続等】

解約の受付	原則として、いつでも解約の請求ができます。
解約単位	販売会社が定める単位
解約価額	解約請求受付日の基準価額-信託財産留保額(当該基準価額の0.5%) ただし、決算日を解約請求受付日とする解約の場合には信託財産留保額のご負担 はありません。

解約価額の	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
算出頻度	
解約価額の	解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。
照会方法	なお、下記においてもご照会いただけます。
	UF Jパートナーズ投信株式会社
	電話番号 03-3277-9639
	(受付時間:委託会社の毎営業日の午前9時~午後5時)
	ホームページアドレス http://www.ufj-partners.co.jp/
支払開始日	原則として解約請求受付日から起算して4営業日目から販売会社において支払い
	ます。
解約請求	原則、午後3時(半日営業日は午前11時)までに受け付けた解約請求(当該解
受付時間	約請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの) を当日の請求と
	します。当該時刻を過ぎての請求は、翌営業日に受け付けたものとして取り扱い
	ます。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に解約請求を締め切ること
	としている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。
その他	証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事
	情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請
	求を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行
	った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しな
	い場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を
	受け付けたものとします。
	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があ
	ります。

※換金の詳細については販売会社にご確認ください。

# 第3【管理及び運営】

# 1【資産管理等の概要】

# (1)【資産の評価】

基準価額の	基準価額=信託財産の純資産総額:受益権総口数
算出方法	ただし、便宜上1万口当たりで表示されます。
	(注) 「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を
	除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償
	却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいい
	ます。証券取引所に上場されている株式の場合、原則として、証券取引所における計
	算日の最終相場で評価します。公社債等の場合、原則として、日本証券業協会発表の
	店頭売買参考統計値(平均値)、証券会社・銀行等の提示する価額または価格提供会
	社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価します。ただし、残存期間 1 年
	以内の公社債等については、原則として、取得価額と償還価額の差額を日割計算し日々
	計上することにより評価します。なお、外貨建資産の円換算については、原則として、
	わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の
	評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるもの
	とします。
基準価額の	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
算出頻度	
基準価額の	基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。
照会方法	また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。
	なお、下記においてもご照会いただけます。
	UFJパートナーズ投信株式会社
	電話番号 03-3277-9639
	(受付時間:委託会社の毎営業日の午前9時~午後5時)
	ホームページアドレス http://www.ufj-partners.co.jp/

### (2) 【保管】

受益証券の 保管

- ・受益者は、保護預り契約に基づいて、受益証券を販売会社に保管(保護預り)させることができます。
- ・「分配金再投資コース」をお申込みの場合の受益証券は、すべて保護預りとなります。
- ・保護預りの場合、受益証券は混蔵保管されます。
- ・保護預りを行わない場合、受益証券は、受益者の責任において受益者により保管されます。

### (3)【信託期間】

|信託期間 | 平成 10 年 12 月 22 日から平成 20 年 12 月 20 日まで

#### (4)【計算期間】

計算期間

原則として、毎年3月21日から6月20日まで、6月21日から9月20日まで、9月21日から12月20日まで、および12月21日から翌年3月20日まで 上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日(「該当日」といいます。)もしくはその翌日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で翌日が営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は平成10年12月22日から平成11年3月23日までとし、最終計算期間の終了日はファンドの信託期間終了日とします。

# (5) 【その他】

a ファンド の償還条 件等 委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続き(下記 c および d) にしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

- ・信託契約締結日から3年を経過した日以降において、受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合
- ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認 めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

b 信託約款 の変更 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続き(下記 c および d)にしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。委託会社は、信託約款を変更しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

c ファンド の償還等 に関する 開示方法 委託会社は、ファンドの償還または信託約款の変更のうち重大な内容の変更を行おうとする場合、あらかじめその旨およびその内容を公告し、かつ、原則としてこれらの事項を記載した書面を受益者に交付します(ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。)。この公告および書面には、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します(ただし、ファンドの償還に際し、内閣府令で定める場合を除きます。)。この公告は、日本経済新聞に掲載します。

d 異議申立 ておよび 反対者の 買取請求 権 受益者は、委託会社がファンドの償還または信託約款について重大な内容の変更を行おうとする場合、一定の期間(1ヵ月以上)内に委託会社に対して異議を述べることができます(ただし、ファンドの償還に際し、内閣府令で定める場合を除きます。)。 異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、このファンドの償還または信託約款の変更を行いません。その場合、償還しない旨または信託約款を変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、原則として、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します(ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。)。この公告は、日本経済新聞に掲載します。

e 関係法人 との契約 の更改 委託会社と販売会社との間で締結された「UFJパートナーズ投信株式会社の発行する受益証券の取扱に関する契約」の期間は、契約締結日から1ヵ年とし、期間満了1ヵ月以前に相手方に対し、何らの意思表示のないときは、同一の条件で契約を更新するものとし、その後も同様とします。

f 運用報告	委託会社は、2計算期間毎(毎年6月および12月)および償還時に運用報告書を作
書の作成	成し、原則として受益者に交付します。
g 委託会社	委託会社は、営業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託
の営業の	契約に関する営業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により営業
譲渡およ	の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営
び承継に	業を承継させることがあります。
伴う取扱	
V	
h 受託会社	受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場
の辞任に	合、委託会社は、上記 b の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が
伴う取扱	新受託会社を選任できないときは、委託会社はこのファンドを償還させます。
٧١	
i 信託事務	受託会社は、ファンドの信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託
処理の再	銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合に
信託	は、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

# 2 【受益者の権利等】

受益者の権利の主な内容は以下の通りです。

<u> </u>	シ上は1月188/1~20/2~1/2·
収益分配金	受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
に対する請	「分配金受取りコース」
求権	・収益分配金は、原則として決算日から起算して 5 営業日目から収益分配金交付票
	と引換えに受益者に支払います。
	・収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。
	・受益者が、収益分配金について支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないと
	きは、その権利を失います。
	「分配金再投資コース」
	・収益分配金は、課税後、原則として毎計算期間の終了日(決算日)の翌営業日に、
	累積投資契約に基づいて再投資されます。ただし、解約時に当該受益証券に帰属
	する収益分配金があるときは、受益者に支払います。詳しくは販売会社にご確認
	ください。
償還金に対	受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。
する請求権	・償還金は、原則として償還日(休業日の場合は翌営業日)から起算して 5 営業日
	目から受益証券と引換えに受益者に支払います。
	・償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。
	・受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から 10 年間その支払いを請
	求しないときは、その権利を失います。
換金(解約)	受益者は、自己の有する受益証券につき、解約を請求する権利を有します。
請求権	・解約代金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。
	(「第2 手続等 2 換金(解約)手続等」をご参照ください。)
	·

### 第4【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- 2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3. 当ファンドは、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前特定期間(平成15年12月25日から平成16年6月21日まで)および当特定期間(平成16年6月22日から平成16年12月20日まで)の財務諸表について、中央青山監査法人により監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

平成16年7月27日

ユーエフジェイパートナーズ投信株式会社

(定款上の商号 UF Jパートナーズ投信株式会社)

取締役会 御中



代表社員 公認会計士 約田 野東 子 人工語言的 関与社員 公認会計士 約田 野東 子 人工語言的

代表社員 公認会計士 男与社員



当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、 $\vec{S} - \vec{F} \vec{U} \vec{N} \vec{D}$  (3ヶ月決算) C 号の平成16年6月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ユーエフジェイパートナーズ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法 の規定により記載すべき利害関係はない。

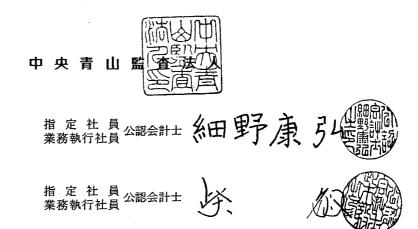
# 独立監査人の監査報告書

平成17年1月18日

ユーエフジェイパートナーズ投信株式会社

(定款上の商号 UF Jパートナーズ投信株式会社)

取締役会 御中



当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているS-FUND(3ヶ月決算) C号の平成16年6月22日から平成16年12月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

ユーエフジェイパートナーズ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計 士法の規定により記載すべき利害関係はない。

#### ェス S-FUND(3ヶ月決算)C号

# (1)【貸借対照表】

(単位:円)

区分   注記   「平成16年 6月21日現在 ] 「平成16年12月20日現在 ] 金 額 金 額 金 額 金 額 金 額 金 額 金 額 金 額 金 額 金			V 11-	(手匹・11)
番号 金額 金額			前期	当 期
資産の部       (流動資産       (1,639,317,347       (1,404,743,763)       (1,404,743,763)       (1,404,743,763)       (1,404,743,763)       (1,404,743,763)       (1,404,743,763)       (1,404,743,763)       (1,404,743,763)       (1,404,743,763)       (1,404,743,763)       (1,404,743,763)       (1,404,743,763)       (1,404,743,763)       (1,404,743,763)       (1,404,743,763)       (1,404,743,763)       (1,404,743,763)       (1,414,763)       (1,414,756)	区分		[ 平成16年 6月21日現在 ]	[ 平成16年12月20日現在 ]
<ul> <li>流動資産</li> <li>親投資信託受益証券</li> <li>1,639,317,347</li> <li>1,404,743,765</li> <li>流動資産合計</li> <li>1,639,317,347</li> <li>1,404,743,765</li> <li>資産合計</li> <li>1,639,317,347</li> <li>1,404,743,765</li> <li>負債の部</li> <li>流動負債</li> <li>未払収益分配金</li> <li>未払軽託者報酬</li> <li>10,365</li> <li>未払委託者報酬</li> <li>その他未払費用</li> <li>での他未払費用</li> <li>121,567</li> <li>18,216</li> <li>流動負債合計</li> <li>有合計</li> <li>417,403</li> <li>1,213,907</li> <li>資産の部</li> <li>元本</li> <li>1,638,899,183</li> <li>1,403,528,996</li> <li>剰余金</li> <li>期末剩余金</li> </ul>		番号	金額	金額
親投資信託受益証券	資産の部			
流動資産合計	流動資産			
資産合計       1,639,317,347       1,404,743,765         負債の部       流動負債         未払収益分配金       331,057       141,756         未払解約金       —       999,24         未払受託者報酬       10,365       8,757         未払委託者報酬       54,414       45,933         その他未払費用       21,567       18,218         流動負債合計       417,403       1,213,907         負債合計       417,403       1,213,907         純資産の部       -       -         元本       1,638,899,183       1,403,528,996         剰余金       761       866	親投資信託受益証券		1, 639, 317, 347	1, 404, 743, 763
負債の部       流動負債         未払収益分配金       331,057       141,756         未払解約金       —       999,24         未払受託者報酬       10,365       8,757         未払委託者報酬       54,414       45,933         その他未払費用       21,567       18,218         流動負債合計       417,403       1,213,907         負債合計       417,403       1,213,907         純資産の部       -       -         元本       1,638,899,183       1,403,528,996         剰余金       761       866	流動資産合計		1, 639, 317, 347	1, 404, 743, 763
流動負債       331,057       141,756         未払解約金       —       999,24         未払受託者報酬       10,365       8,756         未払委託者報酬       54,414       45,933         その他未払費用       21,567       18,218         流動負債合計       417,403       1,213,900         負債合計       417,403       1,213,900         純資産の部       -       -         元本       1,638,899,183       1,403,528,990         剰余金       761       866	資 産 合 計		1, 639, 317, 347	1, 404, 743, 763
未払収益分配金     331,057     141,756       未払解約金     —     999,24       未払受託者報酬     10,365     8,75       未払委託者報酬     54,414     45,938       その他未払費用     21,567     18,218       流動負債合計     417,403     1,213,90°       負債合計     417,403     1,213,90°       純資産の部     1,638,899,183     1,403,528,996       剰余金     761     866	負債の部			
未払解約金     —     999, 24       未払受託者報酬     10, 365     8, 75       未払委託者報酬     54, 414     45, 93       その他未払費用     21, 567     18, 218       流動負債合計     417, 403     1, 213, 90°       負債合計     417, 403     1, 213, 90°       純資産の部     1     417, 403     1, 403, 528, 99°       東余金     1, 638, 899, 183     1, 403, 528, 99°       期末剩余金     761     866	流動負債			
未払受託者報酬       10,365       8,75         未払委託者報酬       54,414       45,93         その他未払費用       21,567       18,216         流動負債合計       417,403       1,213,90°         負債合計       417,403       1,213,90°         純資産の部       7       1,638,899,183       1,403,528,996         剰余金       761       866	未払収益分配金		331, 057	141, 756
未払委託者報酬     54,414     45,93       その他未払費用     21,567     18,218       流動負債合計     417,403     1,213,90°       負債合計     417,403     1,213,90°       純資産の部     7     本       元本     1,638,899,183     1,403,528,996       剰余金     761     866	未払解約金		_	999, 241
その他未払費用     21,567     18,218       流動負債合計     417,403     1,213,90°       負債合計     417,403     1,213,90°       純資産の部     7     4       元本     1,638,899,183     1,403,528,990       剰余金     761     866	未払受託者報酬		10, 365	8, 757
流動負債合計     417,403     1,213,90°       負債合計     417,403     1,213,90°       純資産の部     1,213,90°       元本     1,638,899,183     1,403,528,990       剰余金     761     860	未払委託者報酬		54, 414	45, 935
負債合計     417,403     1,213,90°       純資産の部     二元本     1,638,899,183     1,403,528,99°       剰余金     761     86°	その他未払費用		21, 567	18, 218
純 資 産 の 部       元 本       元 本       剰余金       期末剰余金       761       860	流動負債合計		417, 403	1, 213, 907
元本     1,638,899,183     1,403,528,990       剩余金     761     860	負 債 合 計		417, 403	1, 213, 907
元本     1,638,899,183     1,403,528,990       剰余金     761     860	純 資 産 の 部			
剰余金     761     860				
期末剰余金 761 866	元 本		1, 638, 899, 183	1, 403, 528, 990
	剰余金			
(うち分配準備積立金) (4,765,424) (7,254,22)	期末剰余金		761	866
	(うち分配準備積立金)		(4, 765, 424)	(7, 254, 221)
剰余金合計 761 866	剰余金合計		761	866
純 資 産 合 計 1,638,899,944 1,403,529,850	純 資 産 合 計		1, 638, 899, 944	1, 403, 529, 856
負債・純資産合計 1,639,317,347 1,404,743,763	負 債・純 資 産 合 計		1, 639, 317, 347	1, 404, 743, 763

# (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

		前期	当期
区分	注記	(自平成15年12月25日	(自平成16年6月22日
	番号	至 平成16年 6月21日 )	至 平成16年12月20日 )
	ш.,	金額	金額
経常損益の部		-112 H)X	- 112 BX
営業損益の部			
営業収益			
受取利息		7	7
有価証券売買等損益		671, 438	415, 834
営業収益合計		671, 445	415, 841
営業費用		,	,
受託者報酬		21,081	17, 675
委託者報酬		110,668	92,779
その他費用		43, 879	36, 781
営業費用合計		175, 628	147, 235
営業利益		495, 817	268, 606
経常利益		495, 817	268, 606
当期純利益		495, 817	268, 606
一部解約に伴う当期純損失分配額		4, 033	1, 225
期首剰余金		332	761
剰余金増加額		122, 816	208, 885
(当期一部解約に伴う剰余金増加額)		(122, 816)	(208, 885)
分配金		622, 237	478, 611
期末剰余金		761	866

#### 重要な会計方針

な会計方針		
	前 期	当期
区分	( 自 平成15年12月25日	( 自 平成16年 6月22日
	至 平成16年 6月21日 )	至 平成16年12月20日 )
1. 有価証券の評価基準	(1) 親投資信託受益証券	(1) 親投資信託受益証券
及び評価方法	移動平均法に基づき、時価で評価しておりま	同左
	す。時価評価にあたっては、親投資信託受益証	
	券の基準価額で評価しております。	
	(2) 親投資信託受益証券以外の有価証券	(2) 親投資信託受益証券以外の有価証券
	個別法に基づき、以下の通り原則として時価	同左
	で評価しております。	
	①証券取引所に上場されている有価証券	①証券取引所に上場されている有価証券
	証券取引所に上場されている有価証券は、原	同左
	則として証券取引所における特定期間末日の	
	最終相場で評価しております。	
	②証券取引所に上場されていない有価証券	②証券取引所に上場されていない有価証券
	当該有価証券については、原則として、日本	同左
	証券業協会等発表の店頭売買参考統計値 (平均	
	値)等、および証券会社、銀行等の提示する価	
	額(ただし、売気配相場は使用しない)または	
	価格提供会社の提供する価額のいずれかから	
	入手した価額で評価しております。	
	③時価が入手できなかった有価証券	③時価が入手できなかった有価証券
	適正な評価額を入手できなかった場合また	同左
	は入手した評価額が時価と認定できない事由	
	が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実	
	義務に基づいて合理的事由をもって時価と認	
	めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が	
	合理的事由をもって時価と認めた価額で評価	
	しております。	
2. その他財務諸表作成	平成15年12月20日が休業日のため、前特定期間末	平成16年6月20日が休業日のため、前特定期間
のための基本となる	日は平成15年12月20日以降の営業日で、翌日が営業	末日は平成16年6月21日としております。
重要な事項	日である日のうち、平成15年12月20日に最も近い日	
	の平成15年12月24日としており、平成16年6月20日	
	が休業日のため、当特定期間末日は平成16年6月21	
	日としております。	

#### 注記事項

#### (貸借対照表関係)

	前期		当 期				
	[ 平成16年 6月21日現在 ]		[ 平成16年12月20日現在 ]				
Г	期首元本額	2,037,170,373円	期首元本額	1, 638, 899, 183円			
	期中追加設定元本額	113, 173, 110円	期中追加設定元本額	101,813,182円			
	期中解約元本額	511, 444, 300円	期中解約元本額	337, 183, 375円			

#### (損益及び剰余金計算書関係)

前期

伴う当期純損失分配後の有価証券売買等損益から費用を控除 した額 (0円)、信託約款に規定される収益調整金 (3,419,868

円) および分配準備積立金(3,488,595円)より分配対象収益

は8,516,349円(1口当たり0.005196円(1万口当たり51.96円))

であり、うち331,057円 (1口当たり0.000202円 (1万口当たり2.02円)) を分配金額としております。

( 自 平成15年12月25日	( 自 平成16年 6月22日
至 平成16年 6月21日 )	至 平成16年12月20日 )
分配金の計算過程	分配金の計算過程
(平成15年12月25日から平成16年3月22日まで)	(平成16年6月22日から平成16年9月21日まで)
計算期間末における一部解約に伴う当期純損失分配後の配	計算期間末における一部解約に伴う当期純損失分配後の配
当等収益から費用を控除した額(1,299,031円)、一部解約に	当等収益から費用を控除した額(1,850,635円)、一部解約に
伴う当期純損失分配後の有価証券売買等損益から費用を控除	伴う当期純損失分配後の有価証券売買等損益から費用を控除
した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(3,511,182	した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(2,905,682
円)および分配準備積立金(2,718,965円)より分配対象収益	円)および分配準備積立金(4,180,649円)より分配対象収益
は7,529,178円(1口当たり0.004318円(1万口当たり43.18円))	は8,936,966円(1口当たり0.006420円(1万口当たり64.20円))
であり、うち291,180円(1口当たり0.000167円(1万口当たり	であり、うち336,855円(1口当たり0.000242円(1万口当たり
1.67円))を分配金額としております。	2.42円))を分配金額としております。
(平成16年3月23日から平成16年6月21日まで)	(平成16年9月22日から平成16年12月20日まで)
計算期間末における一部解約に伴う当期純損失分配後の配	計算期間末における一部解約に伴う当期純損失分配後の配
当等収益から費用を控除した額(1,607,886円)、一部解約に	当等収益から費用を控除した額(1,990,124円)、一部解約に

計算期間末における一部解約に伴う当期純損失分配後の配当等収益から費用を控除した額(1,990,124円)、一部解約に伴う当期純損失分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(3,390,880円)および分配準備積立金(5,405,853円)より分配対象収益は10,786,857円(1口当たり0.007685円(1万口当たり76.85円))であり、うち141,756円(1口当たり0.000101円(1万口当たり1.01円))を分配金額としております。

当 期

(単位:円)

					(TIT - 11)
ſ		前期		当期	
	種類	[ 平成16年 6月21日現在 ]		[ 平成16年12月20日現在 ]	
	1里 規	貸借対照表計上額	当特定期間の損益に	貸借対照表計上額	当特定期間の損益に
		貝旧刈忠衣司上領	含まれた評価差額	具個利思衣司上領	含まれた評価差額
	親投資信託受益証券	1, 639, 317, 347	669, 230	1, 404, 743, 763	414, 212
Ī	合 計	1, 639, 317, 347	669, 230	1, 404, 743, 763	414, 212

# (デリバティブ取引等関係) 1. 取引の状況に関する事項

2 · - N 3   - N N D 1 - N 1 - N 1 - N	
前期	当期
( 自 平成15年12月25日	( 自 平成16年 6月22日
至 平成16年 6月21日 )	至 平成16年12月20日 )
該当事項はありません。	該当事項はありません。

2. 取引の時価等に関する事項

N 11-	
前期	当期
[ 平成16年 6月21日現在 ]	[ 平成16年12月20日現在 ]
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	-1 - 2 113 1140						
		前期	当 期				
	[ 平成16年 6月21日現在 ]		[ 平成16年12月20日現在 ]				
1	口当たり純資産額	1.0000円	1.0000円				
1	ロコルソ杷貝生領	(1万口当たり 10,000円)	(1万口当たり 10,000円)				

# (3) 【附属明細表】

# 第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘 柄	口数(口)	評価額	備考
親投資信託受益証券	S-FUND(3ヶ月決算)・マザーファンド	1, 388, 772, 875	1, 404, 743, 763	
	合 計	1, 388, 772, 875	1, 404, 743, 763	

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 該当事項はありません。

#### <参考>

当ファンドは「S-FUND(3ヶ月決算)・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、同マザーファンドの受益証券です。

なお、同マザーファンドの状況は次の通りです。

「S-FUND (3ヶ月決算)・マザーファンド」の状況なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

#### (1)貸借対照表

「S-FUND(3  $_{7}$ 月決算)・マザーファンド」の計算期間は、原則として毎年12月21日から翌年12月20日までであり当ファンドの特定期間とは異なります。以下の表は平成16年6月21日および平成16年12月20日現在における同マザーファンドの状況です。

(単位:円)

- "	注記	[ 平成16年 6月21日現在 ]	[ 平成16年12月20日現在 ]
区分	番号	金額	金額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		513, 904, 372	140, 708, 141
特殊債券		290, 976, 173	391, 709, 612
社債券		835, 977, 753	1, 136, 999, 768
コマーシャル・ペーパー		1, 999, 937, 103	1, 499, 754, 111
現先取引勘定		999, 993, 310	999, 985, 098
未収利息		2, 306, 543	4, 951, 973
前払費用		585, 009	2, 291, 312
流動資産合計		4, 643, 680, 263	4, 176, 400, 015
資 産 合 計		4, 643, 680, 263	4, 176, 400, 015
負債の部			
流動負債			
未払金		102, 506, 600	101, 151, 000
流動負債合計		102, 506, 600	101, 151, 000
負 債 合 計		102, 506, 600	101, 151, 000
純 資 産 の 部			
元 本			
元 本		4, 491, 011, 351	4, 028, 729, 323
剰余金			-
期末剰余金		50, 162, 312	46, 519, 692
剰余金合計		50, 162, 312	46, 519, 692
純 資 産 合 計		4, 541, 173, 663	4, 075, 249, 015
負 債・純 資 産 合 計		4, 643, 680, 263	4, 176, 400, 015

#### 重要な会計方針

(AZII/)	( b whick to Born	( b which close
区分	( 自 平成15年12月25日	( 自 平成16年 6月22日
	至 平成16年 6月21日 )	至 平成16年12月20日 )
有価証券の評価基準及び	有価証券は個別法に基づき、以下の通り原則とし	同左
評価方法	て時価で評価しております。	
	(1) 証券取引所に上場されている有価証券	(1) 証券取引所に上場されている有価証券
	証券取引所に上場されている有価証券は、原	同左
	則として証券取引所における計算期間末日の最	
	終相場で評価しております。	
	(2) 証券取引所に上場されていない有価証券	(2) 証券取引所に上場されていない有価証券
	当該有価証券については、原則として、日本	同左
	証券業協会等発表の店頭売買参考統計値(平均	
	値)等、および証券会社、銀行等の提示する価	
	額(ただし、売気配相場は使用しない)または	
	価格提供会社の提供する価額のいずれかから入	
	手した価額で評価しております。	
	(3) 時価が入手できなかった有価証券	(3) 時価が入手できなかった有価証券
	適正な評価額を入手できなかった場合または	同左
	入手した評価額が時価と認定できない事由が認	
	められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務	
	に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価	
	額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事	
	由をもって時価と認めた価額で評価しておりま	
	す。	

#### 注記事項

#### (貸借対照表関係)

[ 平成16年 6月21日現在 ]		
期 首 期首元本額 期首より平成16年6月21日までの追加設定元本額 期首より平成16年6月21日までの解約元本額 平成16年6月21日現在の元本の内訳 ※	平成15年12月25日 5, 146, 888, 694円 512, 271, 279円 1, 168, 148, 622円	
*** S - F UND (3ヶ月決算) A号 *** S - F UND (3ヶ月決算) B号 *** S - F UND (3ヶ月決算) C号 (合 計)	1, 130, 508, 498円 1, 739, 342, 501円 1, 621, 160, 352円 4, 491, 011, 351円	

[ 平成16年12月20日現在 ]		
期 首 期首元本額 期首より平成16年12月20日までの追加設定元本額 期首より平成16年12月20日までの解約元本額 平成16年12月20日現在の元本の内訳 ※	平成16年6月22日 4,491,011,351円 118,347,227円 580,629,255円	
+成10+17-17 S-FUND (3ヶ月決算) A号 S-FUND (3ヶ月決算) B号 S-FUND (3ヶ月決算) C号 (合 計)	1, 198, 698, 397円 1, 441, 258, 051円 1, 388, 772, 875円 4, 028, 729, 323円	

<sup>※</sup> 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

#### (有価証券関係)

売買目的有価証券

(単位:円)

(1 国・1 が				
	[ 平成16年 6月21日現在 ]		[ 平成16年12月20日現在 ]	
種類	貸借対照表計上額	当期間の損益に 含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当期間の損益に 含まれた評価差額
特殊債券	290, 976, 173	△840, 351	391, 709, 612	△848, 222
社債券	835, 977, 753	$\triangle 3,726,635$	1, 136, 999, 768	△5, 976, 697
コマーシャル・ペーパー	1, 999, 937, 103	44, 334	1, 499, 754, 111	37, 359
合 計	3, 126, 891, 029	$\triangle 4,522,652$	3, 028, 463, 491	$\triangle 6,787,560$

<sup>(</sup>注) 「当期間」とは、当親投資信託の計算期間の開始日から開示対象ファンドの特定期間末日までの期間を指しております。

# (デリバティブ取引等関係) 1. 取引の状況に関する事項

1. 取引の状化に関する事項	
( 自 平成15年12月25日	( 自 平成16年 6月22日
至 平成16年 6月21日 )	至 平成16年12月20日 )
該当事項はありません。	該当事項はありません。

#### 2. 取引の時価等に関する事項

 -M21 -> -1 Im -1 (-1M ) - D 1 - M	
[ 平成16年 6月21日現在 ]	[ 平成16年12月20日現在 ]
該当事項はありません。	該当事項はありません。

#### (1口当たり情報)

	[ 平成16年 6月21日現在 ]	[ 平成16年12月20日現在 ]	
1口当たり純資産額	1.0112円	1.0115円	
1口ヨたり純貝座領	(1万口当たり 10,112円)	(1万口当たり 10,115円)	

#### (2) 附属明細表

#### 第1 有価証券明細表

#### (1) 株式

該当事項はありません。

#### (2) 株式以外の有価証券

(単位:円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
特殊債券	い第605号興業債券	50, 000, 000	50, 011, 400	
	い第606号興業債券	20, 000, 000	20, 024, 440	
	い第614号興業債券	30, 000, 000	30, 320, 064	
	い第595号商工債券	10, 000, 000	10, 002, 092	
	い第597号商工債券	30, 000, 000	30, 061, 680	
	第129回全信連債券	150, 000, 000	151, 162, 044	
	第29号商工債券(3年)	100, 000, 000	100, 127, 892	
	特殊債券 小計	390, 000, 000	391, 709, 612	
社債券	第1回森永乳業株式会社無担保社債	100, 000, 000	101, 010, 894	
	第3回東洋水産株式会社無担保社債	200, 000, 000	202, 269, 046	
	第21回三井化学株式会社無担保社債	100, 000, 000	100, 696, 292	
	第8回ソニー株式会社無担保社債	100, 000, 000	100, 939, 746	
	第33回日産自動車株式会社無担保社債	100, 000, 000	100, 585, 187	
	第39回日産自動車株式会社無担保社債	95, 000, 000	95, 113, 320	
	第11回株式会社クレディセゾン無担保社債	100, 000, 000	100, 456, 640	
	第53回オリックス株式会社無担保社債	100, 000, 000	100, 457, 841	
	第417回 東京電力	10, 000, 000	10, 005, 710	
	第418回 東京電力	50, 000, 000	50, 253, 614	
	第424回関西電力	175, 200, 000	175, 211, 478	
	社債券 小計	1, 130, 200, 000	1, 136, 999, 768	
コマーシャル	東京リース	500, 000, 000	499, 998, 336	
・ペーパー	ミツイスミトモギンリース	500, 000, 000	499, 785, 032	
	HGMアセットファイナンス	500, 000, 000	499, 970, 743	
	コマーシャル・ペーパー 小計	1, 500, 000, 000	1, 499, 754, 111	
	合 計	_	3, 028, 463, 491	

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

# 2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成16年12月30日現在 (単位:円)

	(+1, 11)
I 資産総額	1, 364, 620, 946
Ⅱ 負債総額	7, 865
Ⅲ 純資産総額(I-Ⅱ)	1, 364, 613, 081
IV 発行済口数	1, 364, 485, 184 口
V 1口当たり純資産価額 (Ⅲ/IV)	1.0001
V 1日日/こり飛貝/主画版(M/ IV)	(1万口当たり 10,001 )

## <参考>

「S-FUND (3ヶ月決算)・マザーファンド」の現況

# 純資産額計算書

平成16年12月30日現在

(単位:円)

	(1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
I資産総額	4, 235, 664, 150
Ⅱ 負 債 総 額	200, 614, 000
Ⅲ 純資産総額(I-Ⅱ)	4, 035, 050, 150
IV 発行済口数	3, 988, 929, 309 □
V 1口当たり純資産価額 (Ⅲ/Ⅳ)	1.0116 (1万口当たり 10,116)

第5【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	4, 375, 184, 868	1, 400, 000	4, 373, 784, 868
第2計算期間	1, 575, 478, 176	2, 193, 050, 073	3, 756, 212, 971
第3計算期間	2, 470, 915, 187	1, 042, 311, 016	5, 184, 817, 142
第4計算期間	13, 622, 910, 675	1, 337, 087, 417	17, 470, 640, 400
第5計算期間	6, 805, 799, 157	7, 236, 001, 433	17, 040, 438, 124
第6計算期間	2, 388, 336, 317	8, 982, 150, 214	10, 446, 624, 227
第7計算期間	876, 128, 000	2, 388, 532, 288	8, 934, 219, 939
第8計算期間	28, 848, 220	3, 000, 273, 579	5, 962, 794, 580
第9計算期間	615, 710, 127	1, 377, 755, 097	5, 200, 749, 610
第10計算期間	201, 392, 099	2, 245, 873, 271	3, 156, 268, 438
第11計算期間	1, 024, 841, 912	162, 868, 297	4, 018, 242, 053
第12計算期間	92, 606, 857	1, 630, 510, 750	2, 480, 338, 160
第13計算期間	28, 435, 878	222, 322, 383	2, 286, 451, 655
第14計算期間	129, 512, 430	981, 806, 513	1, 434, 157, 572
第15計算期間	579, 687, 345	169, 540, 011	1, 844, 304, 906
第16計算期間	295, 601, 509	234, 668, 622	1, 905, 237, 793
第17計算期間	207, 213, 675	654, 039, 842	1, 458, 411, 626
第18計算期間	21, 298, 072	309, 493, 510	1, 170, 216, 188
第19計算期間	878, 290, 566	48, 019, 828	2, 000, 486, 926
第20計算期間	364, 285, 653	327, 602, 206	2, 037, 170, 373
第21計算期間	64, 343, 137	357, 919, 225	1, 743, 594, 285
第22計算期間	48, 829, 973	153, 525, 075	1, 638, 899, 183
第23計算期間	343, 690	247, 279, 775	1, 391, 963, 098
第24計算期間	101, 469, 492	89, 903, 600	1, 403, 528, 990

<sup>(</sup>注) 第1計算期間の設定口数は、当初募集期間の当初設定口数を含みます。

◯UFJパートナーズ投信